

第2期 恩納村地域福祉推進計画(案)

(地域福祉計画・地域福祉活動計画)

令和8年
恩納村

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨・目的	1
2. 計画の位置づけ及び計画期間	2
(1)計画の位置づけ	2
(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定	2
(3)計画の期間.....	3
3. 計画の策定体制.....	4
4. 計画策定のポイント.....	5
第2章 地域福祉を取り巻く環境	7
1. 基礎データの状況	7
2. 村民アンケート調査.....	15
3. 関係団体等からの意見聴取の概要	30
4. 小学校区別住民ワークショップの概要.....	32
5. 計画課題について.....	34
第3章 計画の基本的な考え方	37
1. 計画の圏域の設定.....	37
2. 各主体の役割.....	41
3. 基本理念及び基本目標.....	42
(1)基本理念の考え方.....	42
(2)基本目標.....	44
4. 施策の体系	45
5. 成果指標の設定.....	46
第4章 地域福祉の取り組み施策.....	47
基本目標1:お互いさまの心で支え合うひとの輪を広げる！.....	47
1. 地域や福祉を知るきっかけづくり	47
2. 地域行事などに参加するきっかけづくり.....	51
3. 地域で活動し、地域をつなぐ担い手の育成・確保.....	54
基本目標2:みんなで支え合う仕組みをつくる！	58
1. 地域活動の活性化への支援	58
2. 地域で支え合う仕組みづくり.....	61
3. サービスの利用支援体制の充実.....	64

基本目標3:安心、安全をつくる！	71
1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みの充実	71
2. 困難を抱えた村民への支援	74
3. 安全・安心な地域の環境づくり	82
【小学校区別の取り組み】 作業中	87
第5章 恩納村版包括的支援体制整備に向けて	91
1. 包括的支援体制の整備が必要な背景と本章の目的	91
2. 重層的支援体制整備事業の概要	91
3. 重層的支援体制整備事業の各事業の取り組み内容の整理	92
第6章 計画の推進のために	99
1. 計画の周知・啓発	99
2. 計画の評価と進行管理の徹底	99

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・目的

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における様々な生活課題について、住民の主体的な取り組みをはじめ、行政や社会福祉協議会、関係機関との連携により、みんなで支え合うむらづくりに取り組んでいくという考えであり、社会福祉法の第4条にも「地域福祉の推進」が位置づけられています。

また、平成30年4月施行の改正社会福祉法では、市町村地域福祉計画の整理項目として「高齢者の福祉」、「障がい者の福祉」、「児童の福祉」、「その他の福祉」に係る共通して取り組むべき事項の整理が必要になったことにより、福祉関連計画の上位計画としての位置づけが明確化され、様々な生活課題の解決において、地域における支え合いの充実を図ることの重要性が改めて示されました。

くわえて、制度・分野ごとの縦割りでは解決できない複合的な課題や制度の狭間などの課題への対応、地域の「つながり」の弱まりなどの課題に対応していくためには、「支え手」「受け手」という関係ではなく、誰もが生きがいと役割を持って地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指していくことが示され、地域課題を住民一人ひとりが「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決するための「丸ごと」の包括的な相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

令和3年には、社会福祉法の一部改正により「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」が創設され、益々市町村における包括的な支援体制の構築が必要となっています。

本村においても、子どもから高齢者、障がいのある人や生活に困っている人など、様々な人々が暮らしており、すべての村民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためのむらづくりに向けて、令和3年3月に「恩納村地域福祉推進計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)」を策定(以降、第1期計画)し、地域住民をはじめ、自治会や関係団体、関係機関、事業所、行政や社会福祉協議会などの多様な主体が連携・協働し、地域における様々な課題の解決に向けて一緒に取り組んできたところです。

今回は、令和3年に策定した第1期計画が期間満了となることから、改めて地域住民の意見を伺いつつ、この5年間での地域福祉の取り組みの進捗状況を踏まえ、本村における更なる地域福祉活動の推進を図ることを目的として本計画を策定します。

社会福祉法より抜粋第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2. 計画の位置づけ及び計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、本村の最上位計画である恩納村総合計画との整合を図るものとし、本村の福祉に関連する分野別計画の上位計画の位置づけとなります。

本計画は、福祉関連計画と連携を図るとともに、本村のまちづくりや防災などの計画との整合を図りながら、施策を推進する計画とします。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

本村における地域福祉の取り組みを推進する上で、計画全体の理念や取り組みの方向性を示す計画が地域福祉計画(行政)であり、その方向性について、実行するための中核を担う社会福祉協議会の行動を定める計画が地域福祉活動計画(社会福祉協議会)となります。

本計画はその2つの計画を一体的に定め、計画の推進を図ります。

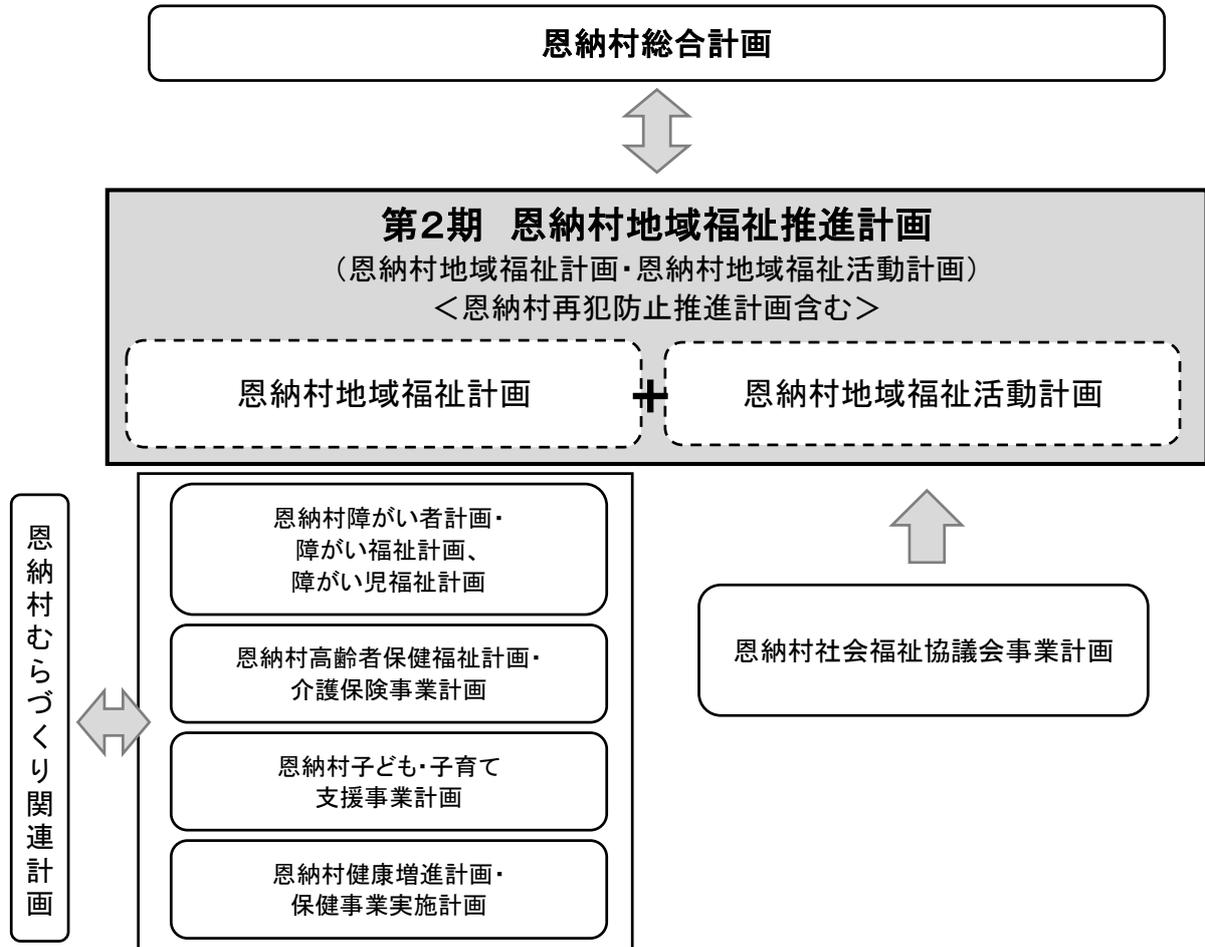
① 地域福祉計画

地域福祉計画は、地域の生活課題等を住民自らが見つけ、把握し地域住民を主体とした地域の福祉活動によって地域の生活課題を解決していく体制づくりの指針を示す行政計画です。

② 地域福祉活動計画

社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている社会福祉協議会が策定する計画で、「すべての住民」や「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営む者」、「企業」などが相互に協力して、地域福祉の推進を目的とするための実践的な活動計画です。

【計画の位置づけ】



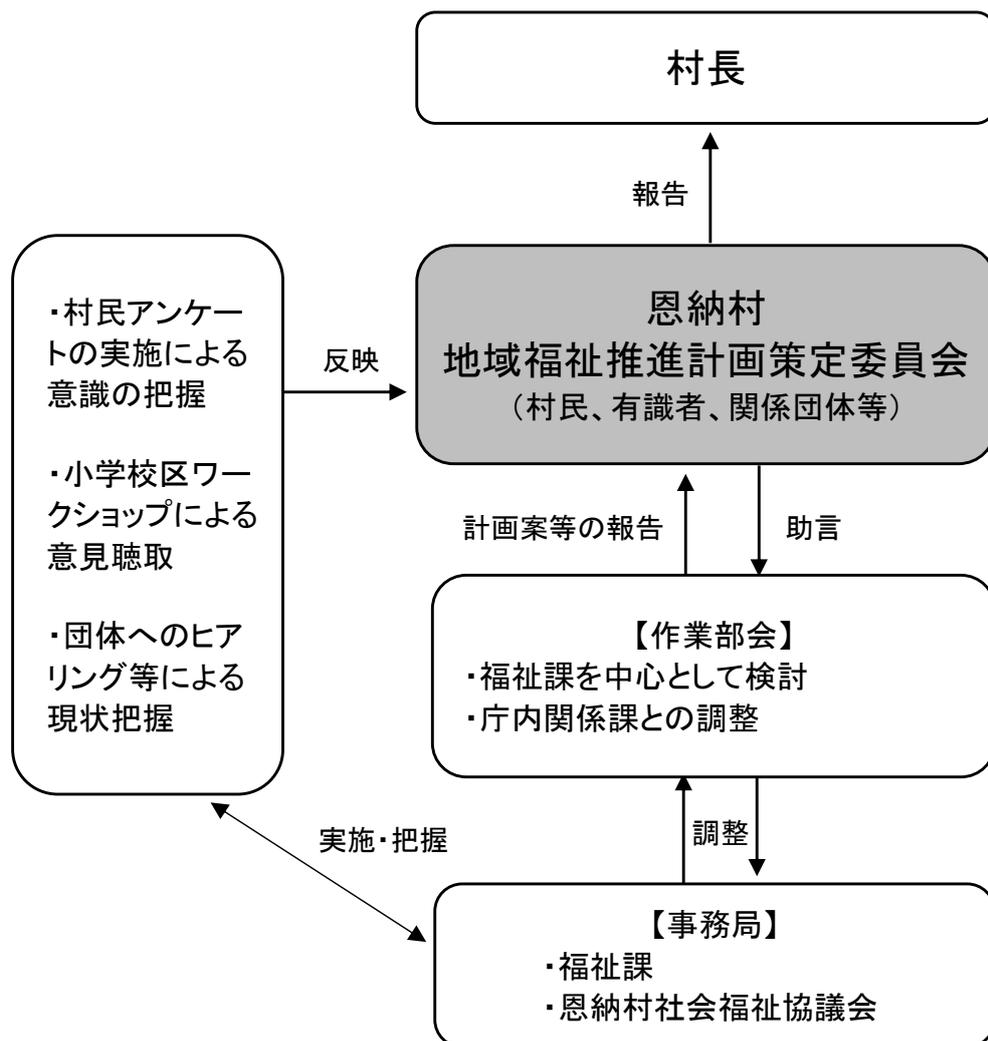
(3)計画の期間

本計画の期間は、2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間とし、2030年度(令和12年度)には改めて計画の見直しを行います。

3. 計画の策定体制

本計画の策定は、村民や地域の関連団体、関係機関等のメンバーで構成する「恩納村地域福祉計画策定委員会」において検討を図るとともに、庁内の検討にあたっては、作業部会を設置するとともに、各課との調整を行うなど検討を進めました。

また、村民の地域福祉に関する意向を把握し、計画に反映させるため、アンケート調査の実施をはじめ、自治会や地域活動団体、民生委員・児童委員協議会などからも意見聴取を行いました。



4. 計画策定のポイント

【法制度等の動向】

福祉分野	主な動向	年次
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステムの構築→2025年の高齢社会への対応 ●2040年を見据えて「社会が個人の意思決定に可能な限り寄り添える社会」≡「地域共生社会」の実現を目指し、「参加」と「協働」で作る包摂的な社会の方向性の提示(地域包括ケア研究会) 	平成27年 平成31年
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 	平成29年
児童	<ul style="list-style-type: none"> ●こども家庭センターの設置が努力義務化(児童福祉法) 	令和4年
地域福祉 (対象を区分しない)	<ul style="list-style-type: none"> ●SDGs「誰一人取り残さない社会」の実現 ●生活困窮者自立支援制度の創設-貧困に陥る前の生活支援 ●「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 「全世帯・全対象型地域包括支援体制」:高齢者のみならず全世帯へ包括的な支援体制や総合的なサービスの提供等 ●地域共生社会の実現「我が事・丸ごと」の地域づくり ●地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部改正 重層的支援体制整備事業の創設 	平成27年 // // 平成28年 令和3年
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ●民法改正 成年後見制度施行-任意後見制度の創設 理念「自己決定の尊重」「残存能力(現有能力)の活用」「ノーマライゼーション」 ●再犯防止推進法が成立 ●成年後見制度利用促進法 施行 成年後見制度利用促進基本計画策定の努力義務化、地域連携ネットワークの体制整備、中核機関の整備・運営方針、「チーム」「協議会」の具体化方針等 ●第一期成年後見制度利用促進基本計画(国) ●第二期成年後見制度利用促進基本計画(国) ●第一次再犯防止推進計画(国) ●第二次再犯防止推進計画(国) 	平成12年 平成28年 // 平成29年度 令和4年度 平成29年度 令和4年度

包括的な支援体制の構築を図り持続可能性のあるまちづくりを進める
(地域共生社会の実現のための地域づくりの強化に向けた取組の推進)

【本計画とSDGsとの関連】

■SDGs(持続可能な開発目標)とは

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年までの国際社会全体の目標です。

17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■本計画とSDGsの関連

本計画における取り組みを推進することで、SDGs(持続可能な開発目標)の「1.貧困をなくそう」「3.すべての人に健康と福祉を」「5.ジェンダー平等を実現しよう」「10.人や国の不平等をなくそう」「11.住み続けられるまちづくりを」「17.パートナーシップで目標を達成しよう」の6つのゴール(目標)につながるものと考えます。



第2章 地域福祉を取り巻く状況

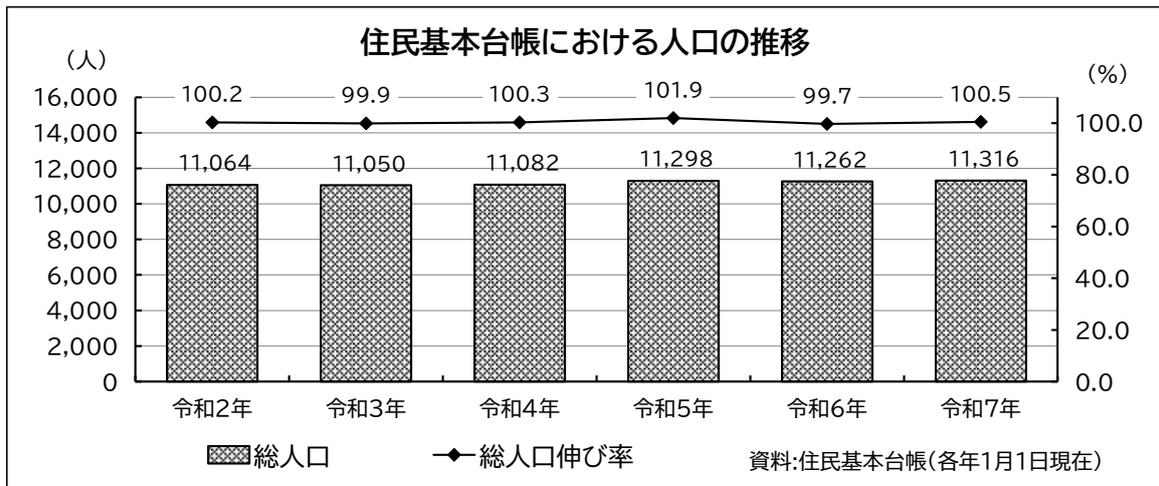
第2章 地域福祉を取り巻く環境

1. 基礎データの状況

<人口等の推移>

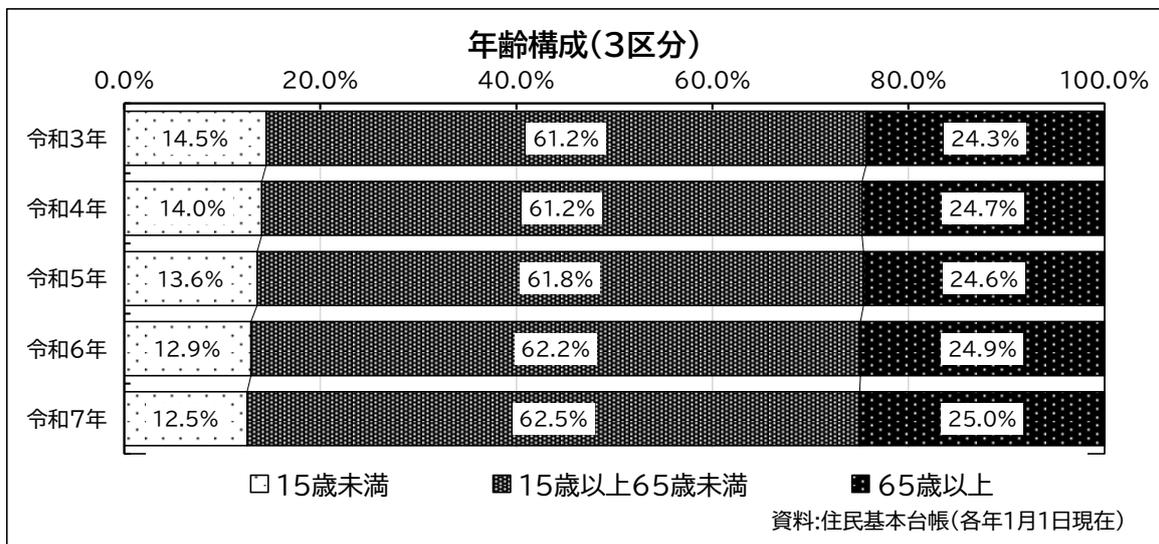
恩納村の令和7年の人口は、11,316 人となっています。

人口推移をみると、令和2年の11,064人から増減しながら推移し、令和7年は令和2年に比べ252人増加しており、前年度からの伸び率は100.5%となっています。



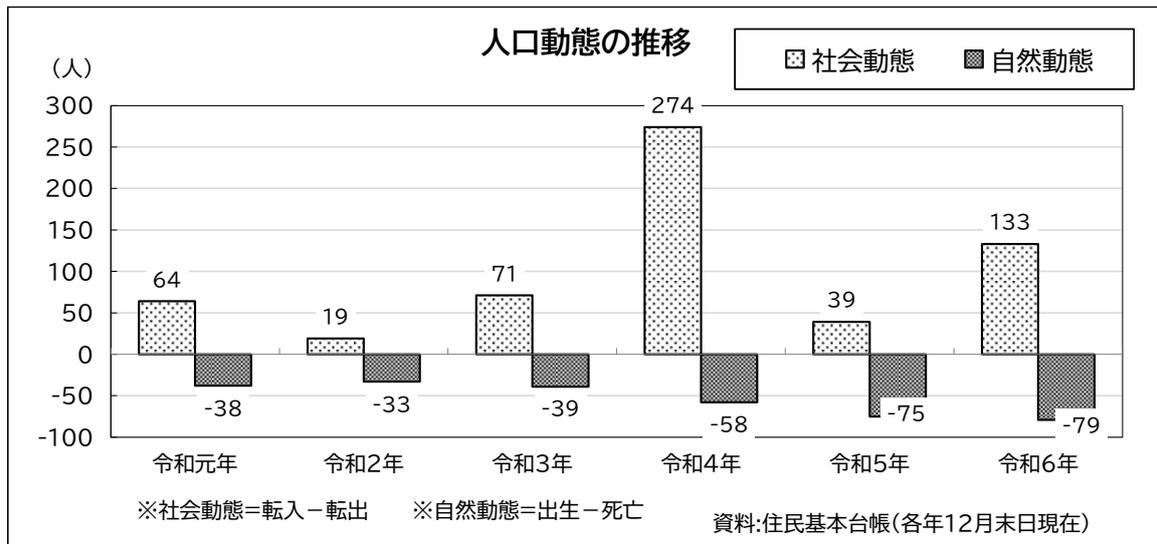
令和7年の人口の年齢構成3区分は、15歳未満(年少人口)が12.5%、15歳以上65歳未満(生産年齢人口)が62.5%、65歳以上(高齢者人口)が25.0%となっており、超高齢化社会(全人口に占める高齢者人口の割合が21%以上を超える)が進展していることが伺えます。

年齢3区分の割合の推移をみると、年少人口が令和3年をピークに減少傾向、生産年齢人口が及び老年人口が概ね増加傾向で推移しています。



令和6年の人口動態をみると、社会動態(転入数と転出数の差)は、転入者数が転出者数を上回っています(転入数が133人多い)。自然動態(出生者数と死亡者数の差)は、死亡者数が出生者数を上回っています(死亡者数が79人多い)。社会動態の増加数が自然動態の減少数を上回っている事が本村の人口増加に影響を与えていると考えられます。

社会動態及び自然動態の推移をみると、各年社会動態は増加、自然動態は減少傾向にあります。また、令和6年での前年度との比較では社会動態が94人増、自然動態が4人減となっています。



<障がい者(障害者手帳所持者)数の推移>

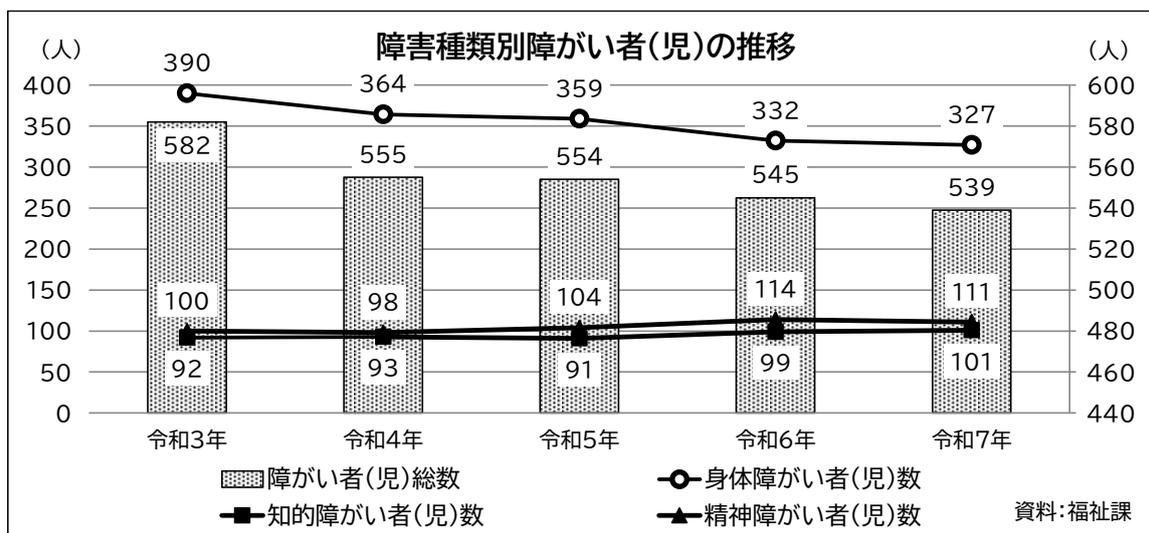
令和7年の障がい者(障害者手帳所持者)数は、本村総人口の 4.8%を占める 539 人となっています。

障害種類別の内訳をみると、身体障がい者が障がい者総数の 60.7%を占める 327 人で最も多くなっています。次いで、精神障がい者が 111 人(20.6%)、知的障がい者が 101 人(18.7%)となっています。障害種別に令和3年と令和7年の数を比較すると、知的障がい者(R3:92 人、R7:101 人)、精神障がい者(R3:100 人、R7:111 人)が増加傾向、身体障がい者(R3:390 人、R7:327 人)が減少傾向となっており、このうち身体障がい者は63人減と大きく減少しています。

障がい者数の推移(障害者手帳所持者)

	令和3年 (R3.3.31)		令和4年 (R4.3.31)		令和5年 (R5.3.31)		令和6年 (R6.3.31)		令和7年 (R7.3.31)	
	人数	%								
障がい者(児)総数	582	100.0%	555	100.0%	554	100.0%	545	100.0%	539	100.0%
身体障がい者(児)数	390	67.0%	364	65.6%	359	64.8%	332	60.9%	327	60.7%
知的障がい者(児)数	92	15.8%	93	16.8%	91	16.4%	99	18.2%	101	18.7%
精神障がい者(児)数	100	17.2%	98	17.7%	104	18.8%	114	20.9%	111	20.6%
恩納村総人口	11,112		11,144		11,254		11,261		11,257	
障がい者(児)総数の割合	5.2%		5.0%		4.9%		4.8%		4.8%	
身体障がい者(児)数の割合	3.5%		3.3%		3.2%		2.9%		2.9%	
知的障がい者(児)数の割合	0.8%		0.8%		0.8%		0.9%		0.9%	
精神障がい者(児)数の割合	0.9%		0.9%		0.9%		1.0%		1.0%	

資料:福祉課



<障がい者、児の推移>

本村の令和7年の障がい者(18歳以上)数は、障がい者総数の92.9%の539人、障がい児(18歳未満)数は7.1%の38人です。

障害種類別にみると、身体障がい者(児)327人のうち、障がい者が322人(身体障がい者総数の98.5%)、障がい児が5人(同1.5%)となっています。

知的障害では、知的障がい者(児)101人のうち、障がい者が72人(知的障がい者総数の71.3%)、障がい児が29人(同28.7%)となっています。

精神障害では、精神障がい者(児)111人のうち、障がい者が107人(精神障がい者総数の96.4%)、障がい児が4人(同3.6%)となっています。

障がい者(児)別の推移(障害者手帳所持者)

		令和3年 (R3.3.31)		令和4年 (R4.3.31)		令和5年 (R5.3.31)		令和6年 (R6.3.31)		令和7年 (R7.3.31)	
		人数	%								
合計	総数	582	100.0%	555	100.0%	554	100.0%	545	100.0%	539	100.0%
	障がい児	33	5.7%	30	5.4%	31	5.6%	38	7.0%	38	7.1%
	障がい者	549	94.3%	525	94.6%	523	94.4%	507	93.0%	501	92.9%
身体障がい者	総数	390	100.0%	364	100.0%	359	100.0%	332	100.0%	327	100.0%
	18歳未満	6	1.5%	4	1.1%	5	1.4%	6	1.8%	5	1.5%
	18歳以上	384	98.5%	360	98.9%	354	98.6%	326	98.2%	322	98.5%
知的障がい者	総数	92	100.0%	93	100.0%	91	100.0%	99	100.0%	101	100.0%
	18歳未満	25	27.2%	24	25.8%	24	26.4%	30	30.3%	29	28.7%
	18歳以上	67	72.8%	69	74.2%	67	73.6%	69	69.7%	72	71.3%
精神障がい者	総数	100	100.0%	98	100.0%	104	100.0%	114	100.0%	111	100.0%
	18歳未満	2	2.0%	2	2.0%	2	1.9%	2	1.8%	4	3.6%
	18歳以上	98	98.0%	96	98.0%	102	98.1%	112	98.2%	107	96.4%

資料:福祉課

<就学前児童の人口推移(小学校入学前の0～5歳人口)>

村全体における就学前児童人口の推移をみると、平成31年の625人から減少傾向で推移し、令和7年は430人で195人減となっています。

■就学前児童人口推移

単位:人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
恩納村	625	591	550	541	495	433	430
0	104	82	66	74	60	61	63
1	103	81	81	74	74	60	65
2	102	108	84	81	80	75	62
3	109	112	116	84	76	76	80
4	102	91	109	118	86	82	75
5	105	117	94	110	119	79	85

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

<小学校児童の人口推移(6～11歳人口)>

村全体における小学校児童人口の推移をみると、平成31年の664人から増減をくり返しながら推移し、令和7年は648人で14人減となっています。

■小学校児童人口推移

単位:人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
恩納村	664	672	677	651	673	681	648
6	110	101	122	99	114	118	84
7	111	114	105	124	96	120	116
8	115	113	117	108	123	101	121
9	113	96	115	110	114	122	95
10	108	125	96	116	110	111	123
11	107	123	122	94	116	109	109

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

<公立保育所、認可保育園>

令和7年の村内の公立保育所は2か所で、入所児童数は52人となっています。

また、0～5歳児の人口に占める公立保育所の入所児童数の比率は30.2%となっています。認可保育園の入所数も令和3年度以降増加傾向で推移しており、令和7年度には192人となっています。

公立保育所年齢別入所児童数の推移

単位：人、%

	保育所名	定員数	入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和2年	安富祖保育所	65	56	1	10	12	16	17	0
	恩納保育所	65	61	4	10	12	17	18	0
	山田保育所	65	59	2	10	14	18	15	0
	計	195	176	7	30	38	51	50	0
令和3年	安富祖保育所	65	41	0	2	9	15	15	0
	恩納保育所	65	53	0	4	10	22	17	0
	山田保育所	65	53	4	10	11	10	18	0
	計	195	147	4	16	30	47	50	0
令和4年	安富祖保育所	65	29	0	1	4	8	16	0
	恩納保育所	65	46	2	2	5	13	24	0
	山田保育所	65	40	1	10	9	11	9	0
	計	195	115	3	13	18	32	49	0
令和5年	安富祖保育所	65	22	3	5	1	5	8	0
	恩納保育所	65	45	6	6	11	7	15	0
	山田保育所	65	39	2	6	12	8	11	0
	計	195	106	11	17	24	20	34	0
令和6年	安富祖保育所	65	28	1	8	5	1	5	8
	山田保育所	65	35	3	5	6	11	10	0
	計	130	63	4	13	11	12	15	8
令和7年	安富祖保育所	65	28	2	3	8	7	1	7
	山田保育所	65	24	2	2	4	6	10	0
	計	130	52	4	5	12	13	11	7

資料：恩納村役場(各年4月1日現在)

公立保育所入所児童比率

単位：人、%

		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和7年	0～5歳人口(外国人含む)	430	63	65	62	80	75	85
	入所児童比率	30.2	6.3	7.7	19.4	16.3	14.7	8.2

資料：恩納村役場(4月1日現在)

認可保育園入所数

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
令和2年度	8	21	35	30	21	15	130
令和3年度	9	28	25	29	30	8	129
令和4年度	16	27	29	22	29	11	134
令和5年度	11	35	27	29	26	15	143
令和6年度	18	29	41	39	38	16	181
令和7年度	11	35	35	48	40	23	192

資料：恩納村役場(各年4月1日現在)

<幼稚園>

村内の公立幼稚園は2か所で、令和7年は36人となっています。

幼稚園児童数の推移

単位:人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
安富祖幼稚園	15	16	14	16	休園	休園
うち喜瀬武原	4	2	2	1	休園	休園
うち4歳	0	0	0	0	休園	休園
恩納幼稚園	46	32	31	37	23	22
喜瀬武原幼稚園	休園	休園	休園	休園	廃園	廃園
山田幼稚園	9	16	18	休園	休園	休園
仲泊幼稚園	18	12	20	18	16	14
合計	88	76	83	71	39	36

資料:恩納村役場(各年5月1日現在)

<障がい児保育>

障がい児保育は2か所で実施しており、令和6年度の対象となる児童は3人となっています。

障がい児保育児童数

単位:人

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
安富祖保育所	0	0	0	0	0	0	0
恩納保育所	0	0	0	0	0	0	民営化の為私立
山田保育所	1	2	1	1	0	1	3
合計	1	2	1	1	0	1	3

資料:福祉行政報告(各年4月1日現在)

<特別支援教育>

特別支援教育の対象となる児童は年々増加しており、幼稚園から中学校までを合わせると平成30年度の109人に対し、令和6年度では179人と70人増加しています。

特別支援教育対象児童数

単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
安富祖幼稚園	1	1	1	1	1	1	休園
喜瀬武原幼稚園	休園	休園	休園	休園	休園	休園	廃園
恩納幼稚園	1	2	4	6	3	4	3
仲泊幼稚園	1	3	2	5	1	7	2
山田幼稚園	1	1	1	2	5	休園	休園
安富祖小学校	9	10	15	14	17	12	15
安富祖中学校	4	3	-	-	-	-	-
喜瀬武原小学校	1	2	2	0	休校	休校	廃校
喜瀬武原中学校	1	1	-	-	-	-	-
恩納小学校	27	26	35	41	48	54	50
恩納中学校	17	11	-	-	-	-	-
仲泊小学校	8	8	16	19	22	22	25
仲泊中学校	9	12	-	-	-	-	-
山田小学校	21	16	18	18	27	27	25
山田中学校	8	7	-	-	-	-	-
うんな中学校	-	-	24	47	29	37	59
計	109	103	118	153	153	164	179

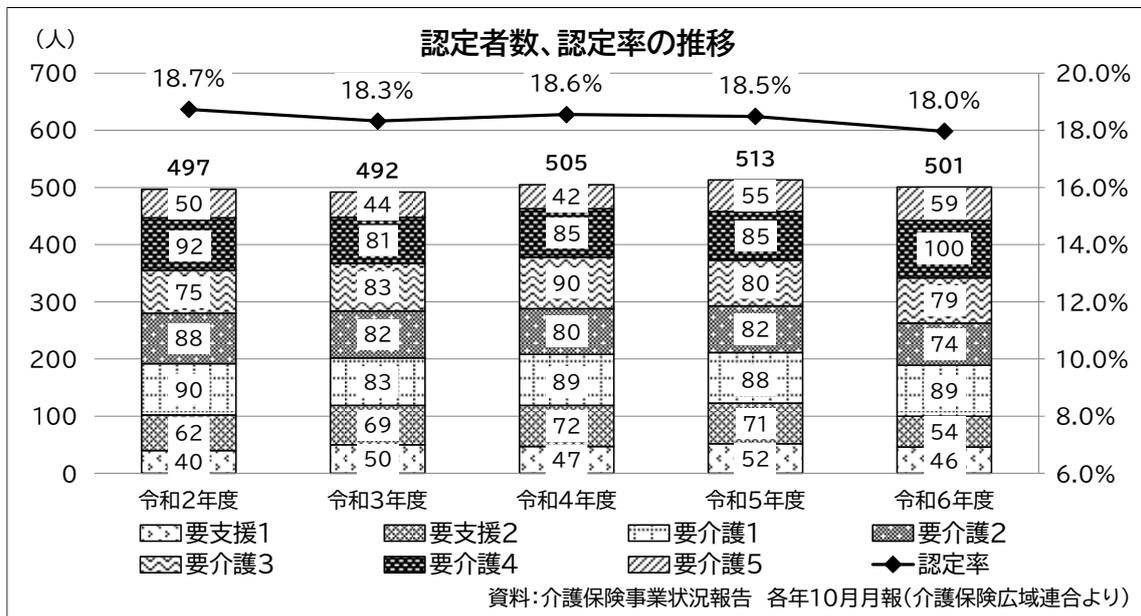
※令和4年度より喜瀬武原小学校は休校

資料:教育委員会(各年5月1日現在)

※令和2年度より村内5つの中学校を統合し、うんな中学校が開校

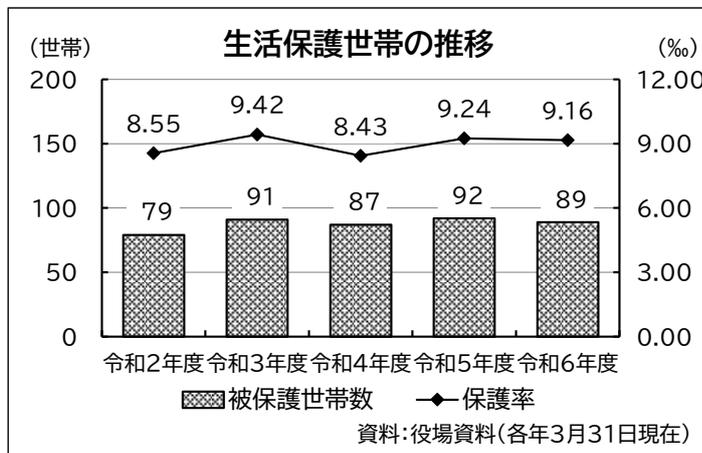
<要介護度認定者数と認定率の推移>

令和6年度の要支援・要介護認定者数は501人、認定率は18.0%となっています。令和2年度の認定者数に比べ4人増となるものの、認定率は0.7ポイント減少しています。



<生活保護世帯の推移>

被保護世帯についてみると、増減を繰り返しながら推移し、令和6年度には89世帯となっています。保護率(人口1,000人あたりの保護人員の割合)は9.16%で、増減を繰り返して推移しています。



	被保護世帯数	被保護人員	保護率
令和2年度	79	95	8.55%
令和3年度	91	105	9.42%
令和4年度	87	95	8.43%
令和5年度	92	103	9.24%
令和6年度	89	102	9.16%

資料:役場資料(各年3月31日現在)

<民生委員・児童委員委嘱状況>

令和6年度の地域における身近な相談や支援を担う民生委員・児童委員の委嘱状況は12人となり、令和2年度の15人から3人減少しています。

民生委員・児童委員委嘱状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民生委員	14	14	15	10	11
主任児童委員	1	1	1	1	1
計	15	15	16	11	12

資料:役場資料(各年3月31日現在)

2. 村民アンケート調査

【調査の概要】

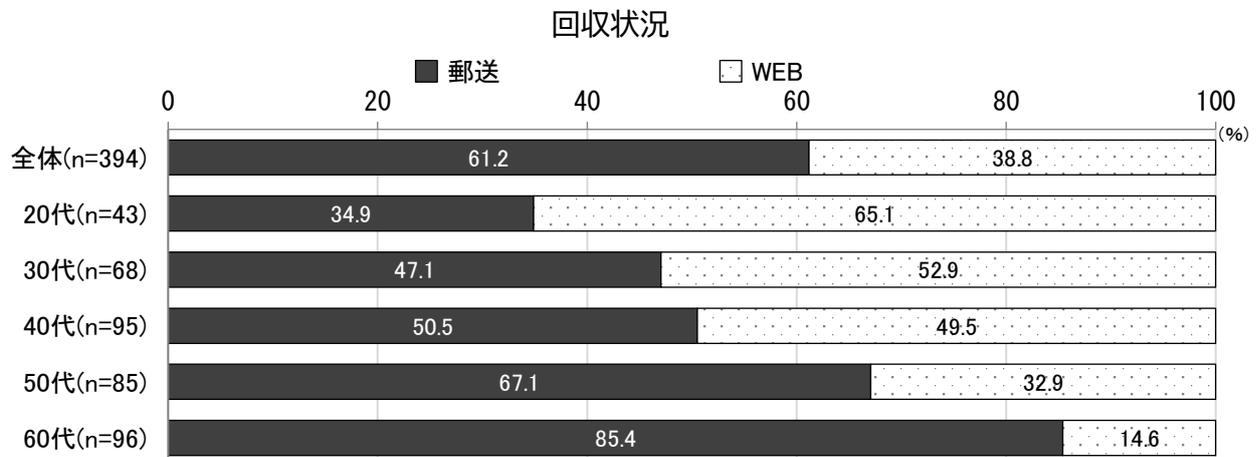
(1) 調査の目的

本調査は、「第2期恩納村地域福祉推進計画策定」に向けた基礎調査を目的として実施しました。

(2) 調査対象及び調査実施方法、配布・回収状況

調査対象及び調査実施方法、配布・回収状況は以下の通りです。

区分	内容
調査対象者	村内在住の20歳から70歳未満の方2,000人
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収
調査時期	令和7年1月14日～2月7日まで ※有効回収分 最終受付2月20日
回収状況	回収400件 回収率20.0% 有効回収数:394件(内WEB回収数:153件)



【調査結果の概要】

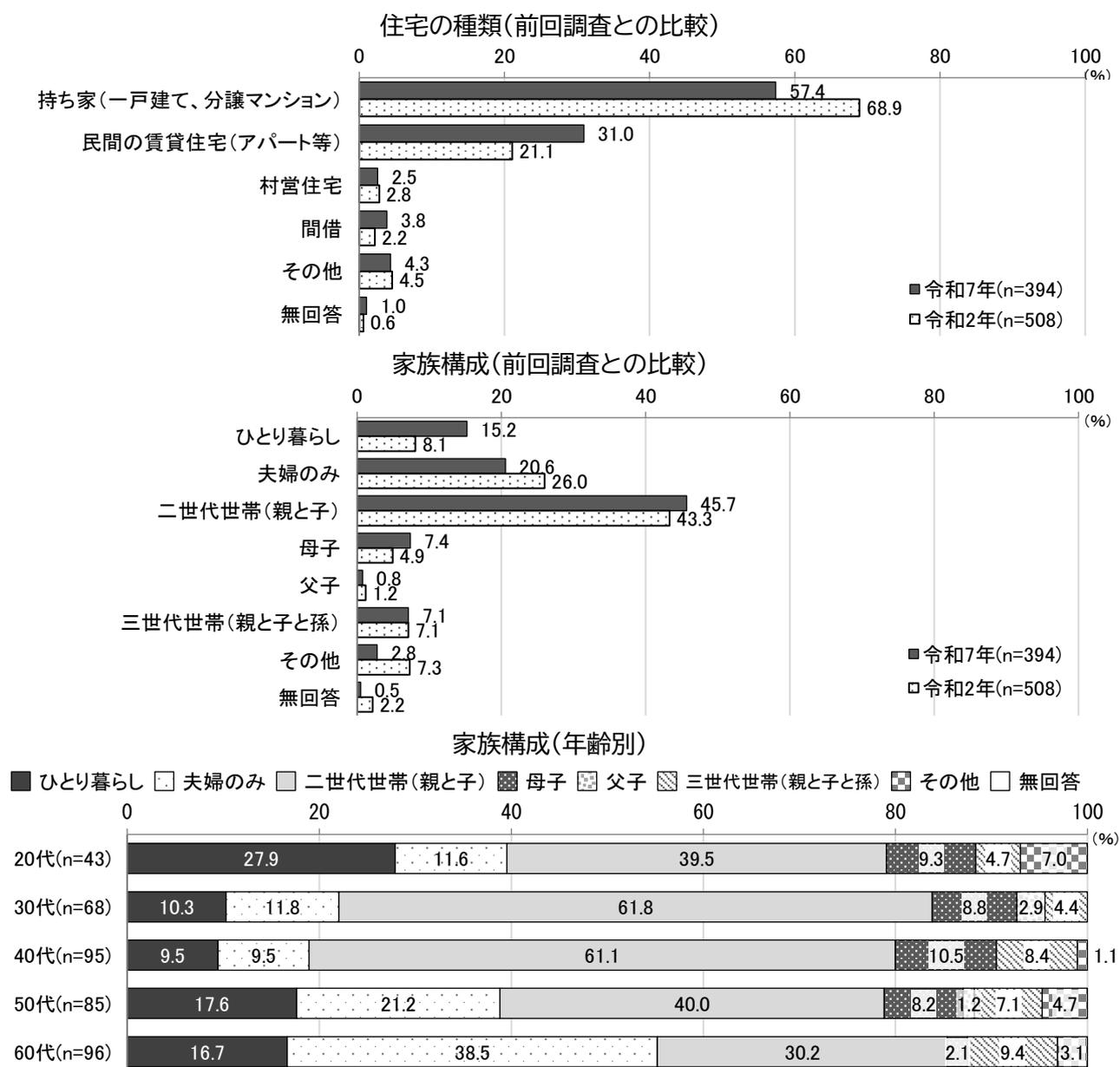
<世帯の状況>

住宅は、前回調査より「持ち家」が減少し、「民間の賃貸住宅」が増加しています。家族構成では、全体の約半数が「二世帯世帯」となっており、前回調査より「ひとり暮らし」と「母子世帯」の割合が上昇しています。年齢別にみると、「30～40代」は「二世帯世帯」が約6割を占めており、「60代」では「ひとり暮らし」と「夫婦のみ」世帯が半数以上となっています。

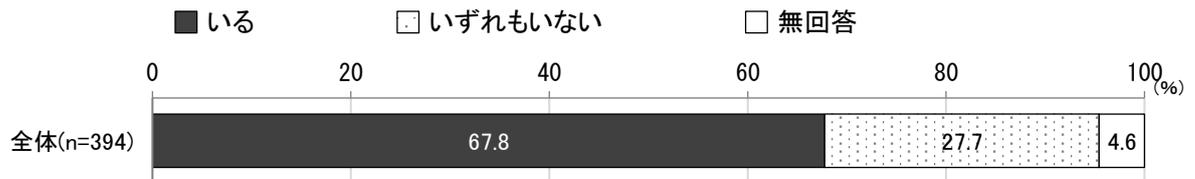
世帯のうち、約7割に「支援が必要な方」がいる状況です。「ひとり暮らし」「夫婦のみ」「母子」などの少人数世帯においても、「障がいのある方」や「介護が必要な方」、「難病の方」といった、日常的に支援が必要な方がいる世帯もあります。また、世帯には「ひきこもりの方」も一定数いることが確認できます。

今後は、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加が予想され、世帯の孤立も懸念されます。

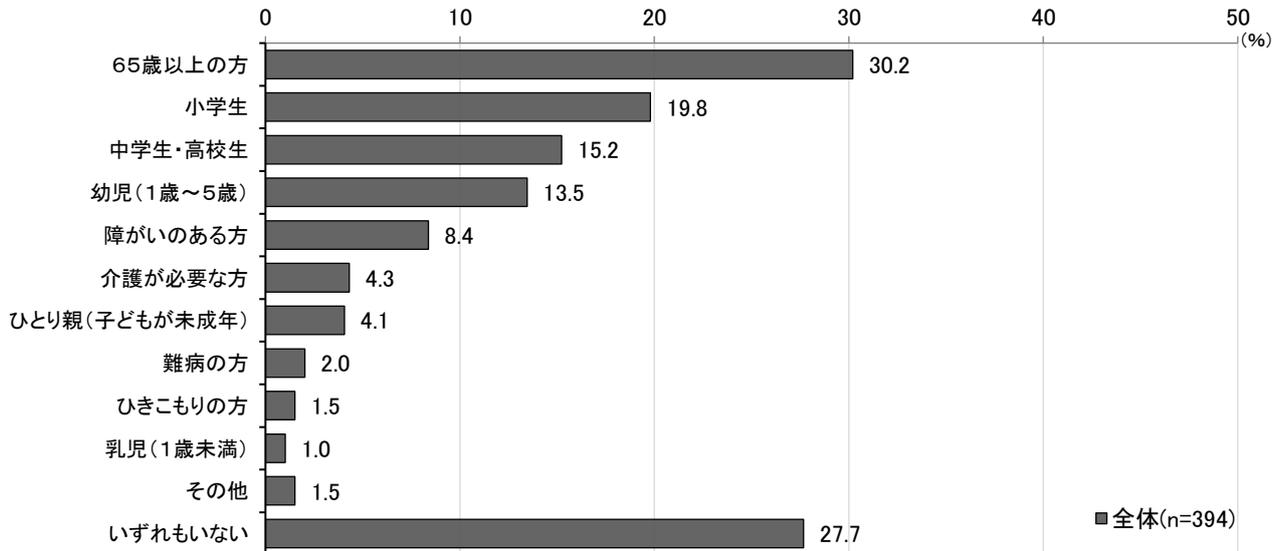
このような状況に対応するためには、地域の支援員や公的サービスだけでなく、地域住民一人ひとりが日頃から積極的に関わりを持つため、包括的な支援体制を築くことが大切です。



支援が必要な方がいる世帯



支援が必要な方の属性



世帯構成別の支援が必要な方の属性

該当する方	家族構成						
	ひとり暮らし	夫婦のみ	二世帯世帯	三世帯世帯	母子	父子	その他
65歳以上の方(n=119)	5.0%(6)	27.7%(33)	40.3%(48)	19.3%(23)	3.4%(4)	-	4.2%(5)
介護が必要な方(n=17)	-	11.8%(2)	47.1%(8)	29.4%(5)	5.9%(1)	-	5.9%(1)
障がいのある方(n=33)	3.0%(1)	18.2%(6)	51.5%(17)	3.0%(1)	21.2%(7)	-	3.0%(1)
難病の方(n=8)	-	12.5%(1)	75.0%(6)	12.5%(1)	-	-	-
ひきこもりの方(n=6)	16.7%(1)	-	83.3%(5)	-	-	-	-
乳児(1歳未満)(n=4)	-	-	100.0%(4)	-	-	-	-
幼児(1歳～5歳)(n=53)	-	-	83.0%(44)	9.4%(5)	7.5%(4)	-	-
小学生(n=78)	-	-	70.5%(55)	12.8%(10)	14.1%(11)	1.3%(1)	1.3%(1)
中学生・高校生(n=60)	-	-	71.7%(43)	11.7%(7)	13.3%(8)	-	3.3%(2)
ひとり親(子どもが未成年)(n=16)	6.3%(1)	-	-	18.8%(3)	68.8%(11)	6.3%(1)	-
該当する項目数							
3項目(n=21)	-	-	47.6%(10)	28.6%(6)	23.8%(5)	-	-
4項目(n=2)	-	-	-	50.0%(1)	50.0%(1)	-	-
5項目(n=1)	-	-	100.0%(1)	-	-	-	-

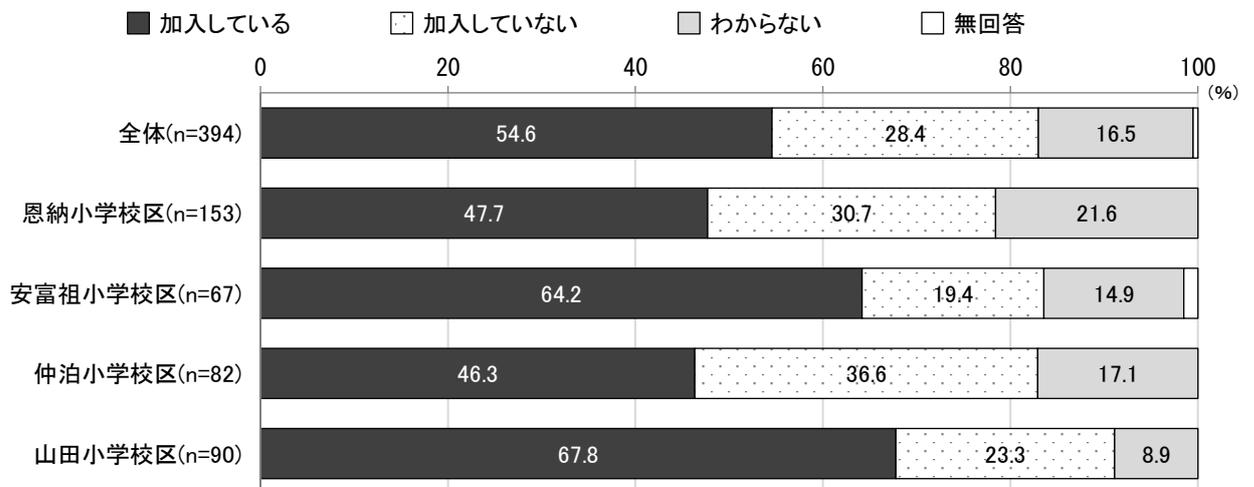
<地域との関わり>

(1)自治会加入状況

自治会の加入状況は全体の 54.6%に留まっています。加入状況は地域によって異なり、山田小学校区では加入割合が最も高く、仲泊小学校区では最も低くなっています。加入していない方の理由は、「加入の仕方が分からない」が最も高く、「時間的なゆとりがない」のほかに「必要を感じない」「加入の勧誘がない」といった意見も多くなっています。

自治会は地域活動の重要な組織であり、加入率の低さは地域における互助機能の低下に繋がる可能性があります。地域の協力体制を弱体化させないためにも、地域住民全体が自治会活動を通じて、より住みやすい地域社会を共に作り上げていくという共通認識を持つことが重要です。

自治会加入状況(全体・地域別)

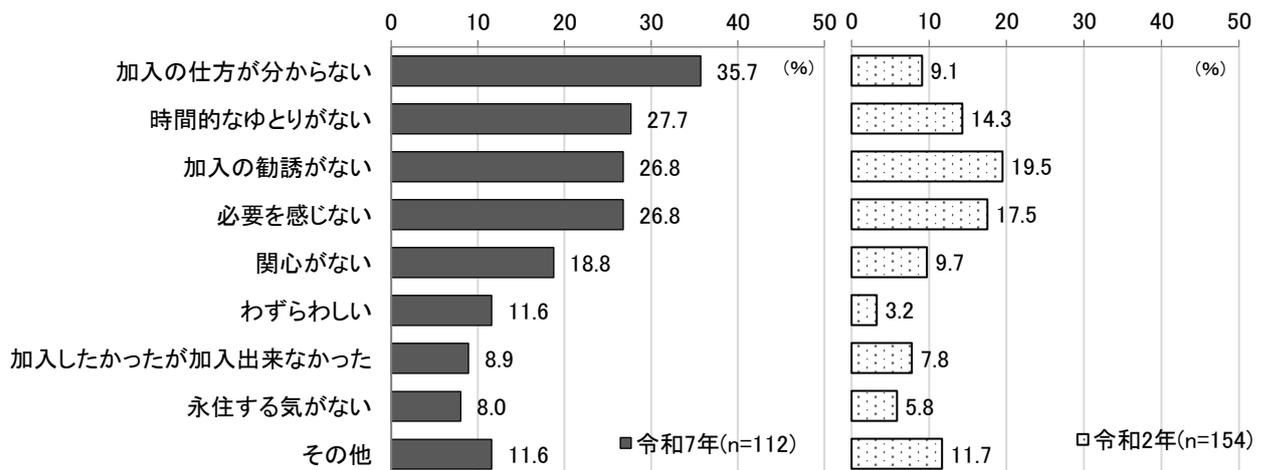


自治会に入っていない理由

令和 7 年調査

令和 2 年調査

(単一選択のため、参考値)

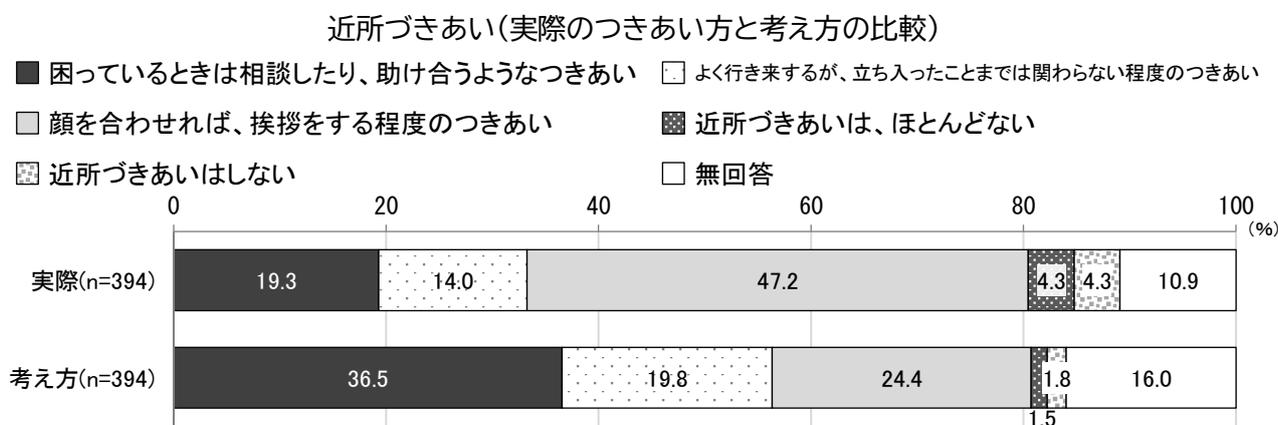
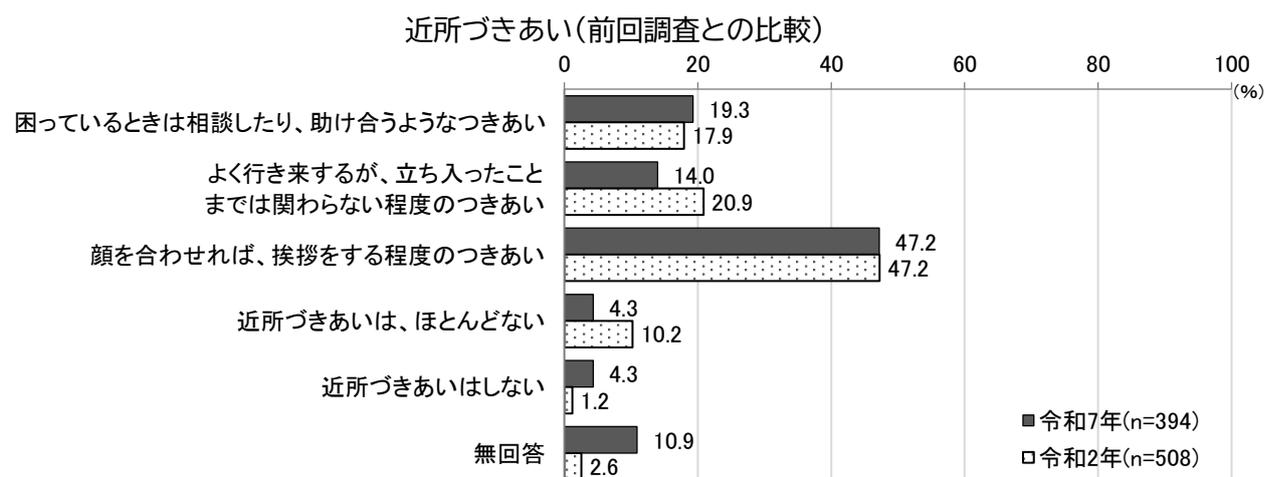


(2)近所づきあい

近所づきあいは前回調査とほぼ変わらず、半数近くが「顔を合わせれば、挨拶をする程度のつきあい」と回答しており、深いレベルでの近隣住民同士の支え合いが十分に行われていない可能性を示しています。

しかしながら、今後の近所づきあいに対する考え方では、「困っているときは相談したり、助け合うようなつきあい」が最も高くなっており、より深い近所づきあいをしたいと考えていることがわかります。

近所づきあいは、地域の人々がお互いに助け合い、支え合うことで、地域全体の安全や安心を確保する上で大切なものとなっています。住民へ地域コミュニティの重要性について啓発し、近所でのコミュニケーションが活発になるような働きかけが必要です。



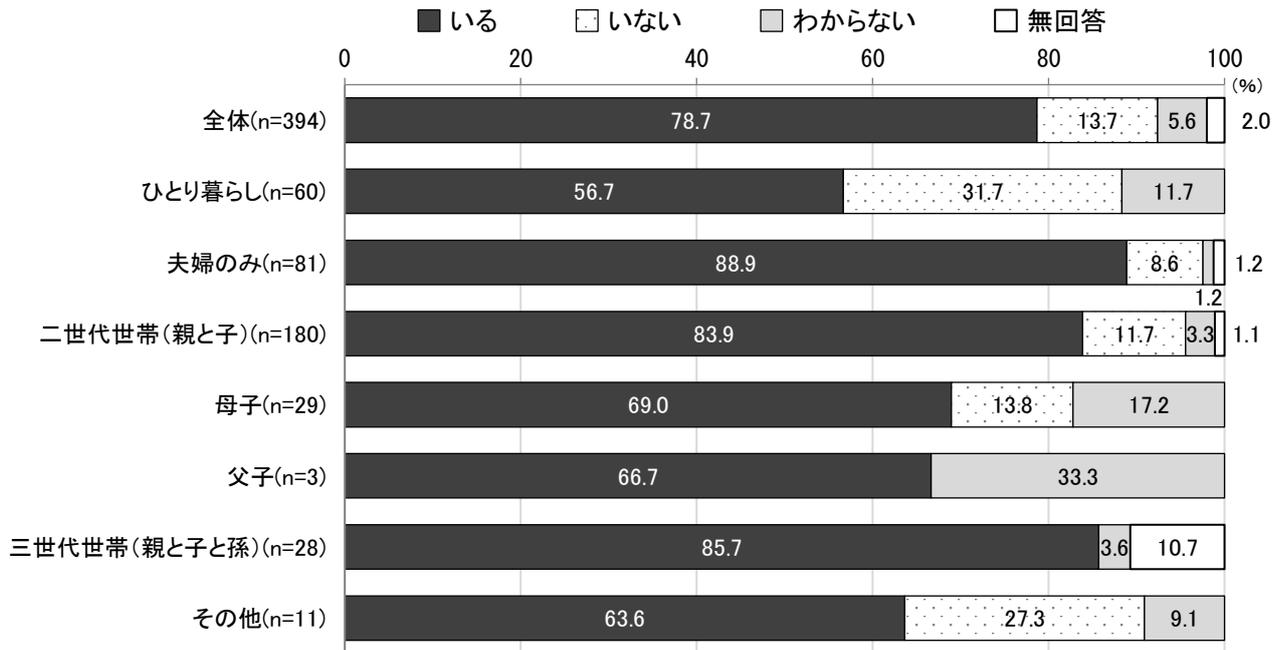
(3)地域での見守り・助け合い

アンケートでは、「身近に助けてくれる方、見守ってくれる方、頼れる方」がいるかについて、「いない」と感じている方が一定数確認できます。特に一人暮らしの世帯では3割を占め、孤立化のリスクが懸念されます。

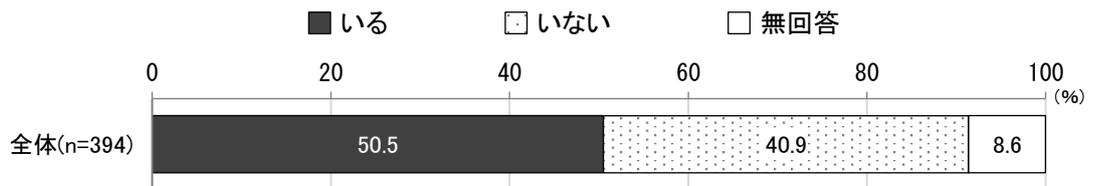
また、地域に見守りなど支援が必要な人や世帯、または深刻な問題を抱えていると思われる人や世帯があるかについて、全体の約5割が何らかの問題を抱える世帯が地域にいると感じています。その世帯の状況では「高齢者のひとり暮らし世帯」が多くなっていますが、「生活に困窮していると思われる人」や「複数の困りごとや深刻な課題を抱えていると思われる世帯」といったより深刻な状況と思われる世帯も一定数確認されています。

地域の中で孤立した住民や困っている方がいる場合、それに気づけるよう自治会などの交流イベントや見守り活動を推進し、お互いの信頼関係を築く機会を増やすことも必要と考えられます。

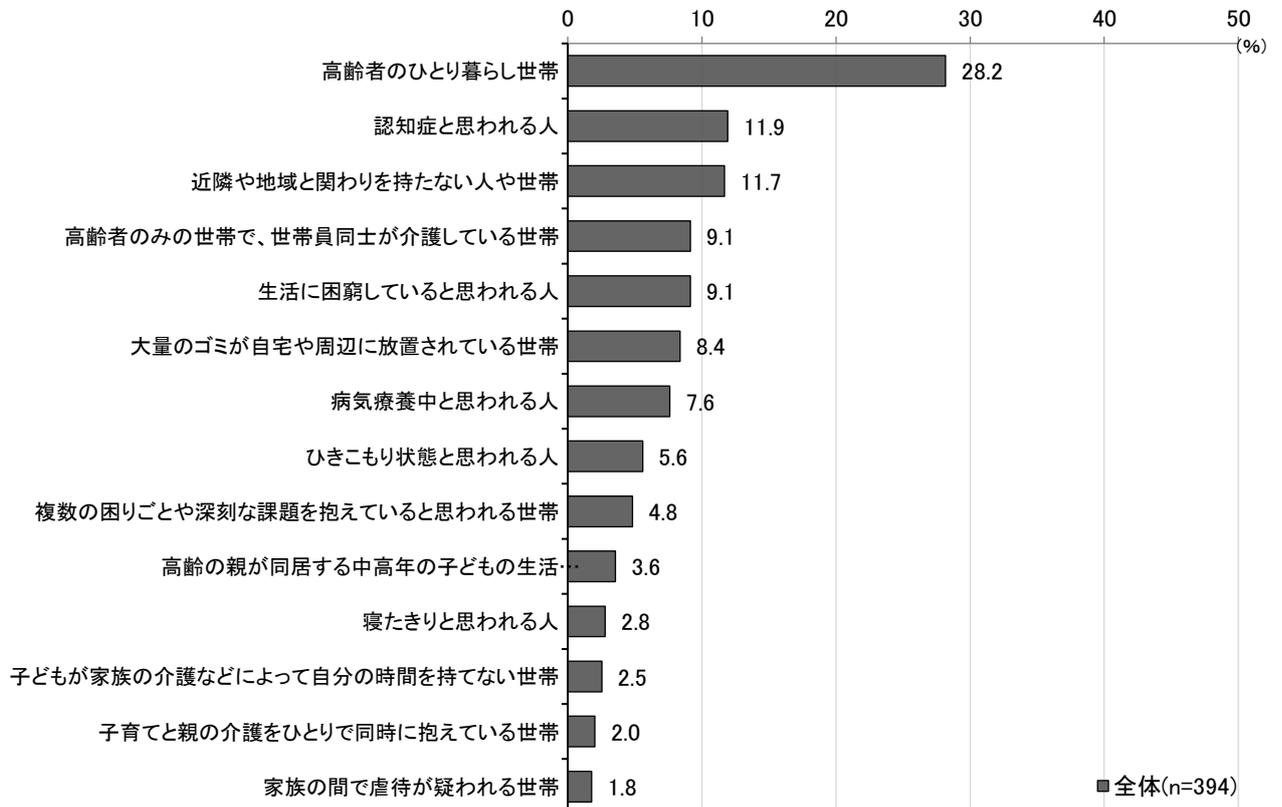
身近に助けしてくれる方、見守ってくれる方、頼れる方がいるか(全体・家族構成別)



見守りなど支援が必要な人や世帯、何らかの深刻な問題を抱えていると思われる人や世帯がいるか



見守りや支援等が必要と思われる世帯の状況(全体)



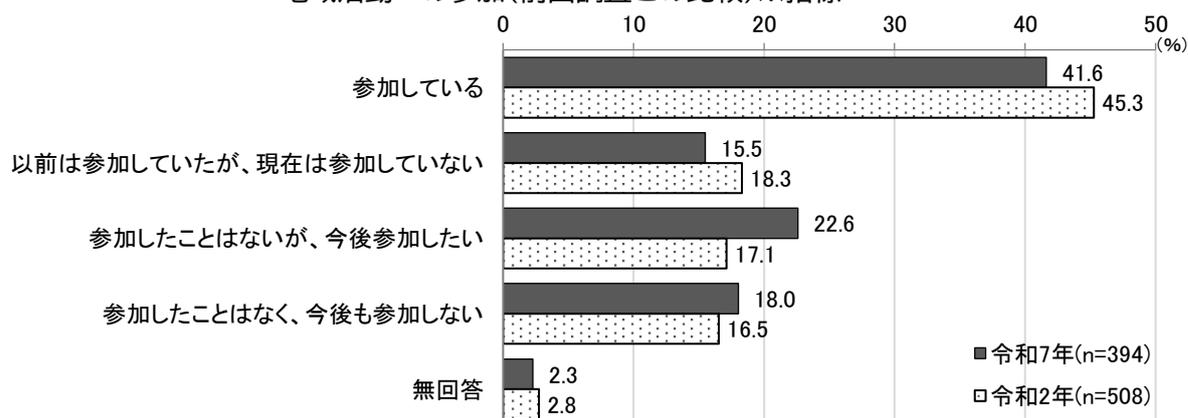
(4)地域活動・ボランティア活動等

地域活動の参加者は前回調査より減少していますが、参加意欲はあるものの、参加に至っていない方も存在しています。参加していない理由には、「時間的な余裕がないから」のほかに、「どこで、どんな活動をしているのかよく分からないから」、「参加の仕方がわからないから」といった情報不足による意見も多くなっています。

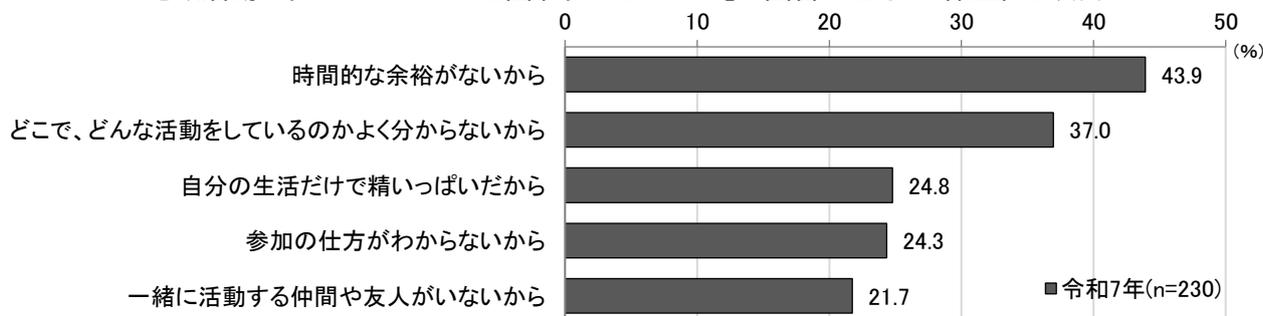
また、ボランティア活動は前回調査と比べて、参加したことがある方を含め、興味を持っている人の割合が増加しています。

地域活動・ボランティア活動のいずれにおいても、前回調査より参加意欲が高まっているため、活動に関する情報提供の充実、そして参加しやすい環境整備が必要と考えます。

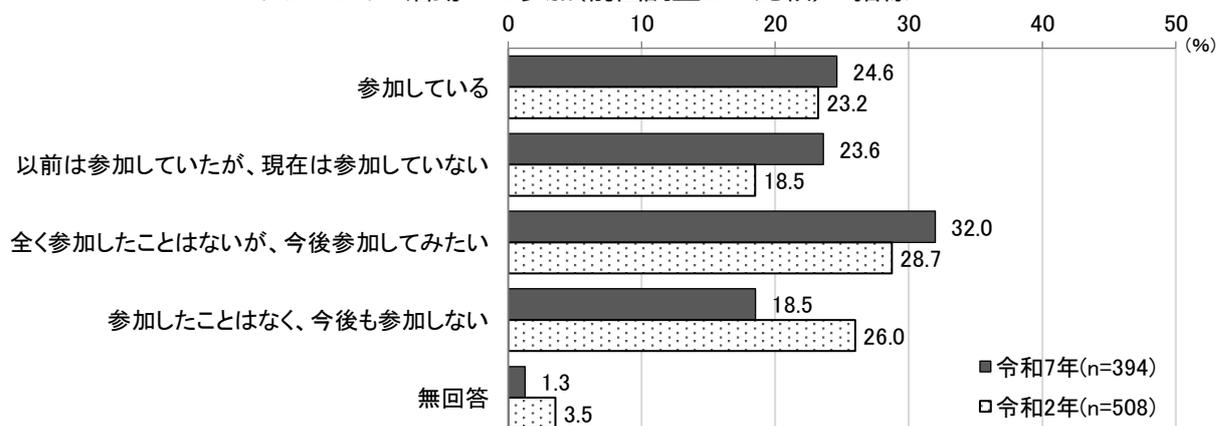
地域活動への参加(前回調査との比較)※指標



地域活動に参加していない理由(「参加している」と回答した方以外)上位5項目



ボランティア活動への参加(前回調査との比較)※指標



<地域について>

(1)地域への愛着、住みやすさ

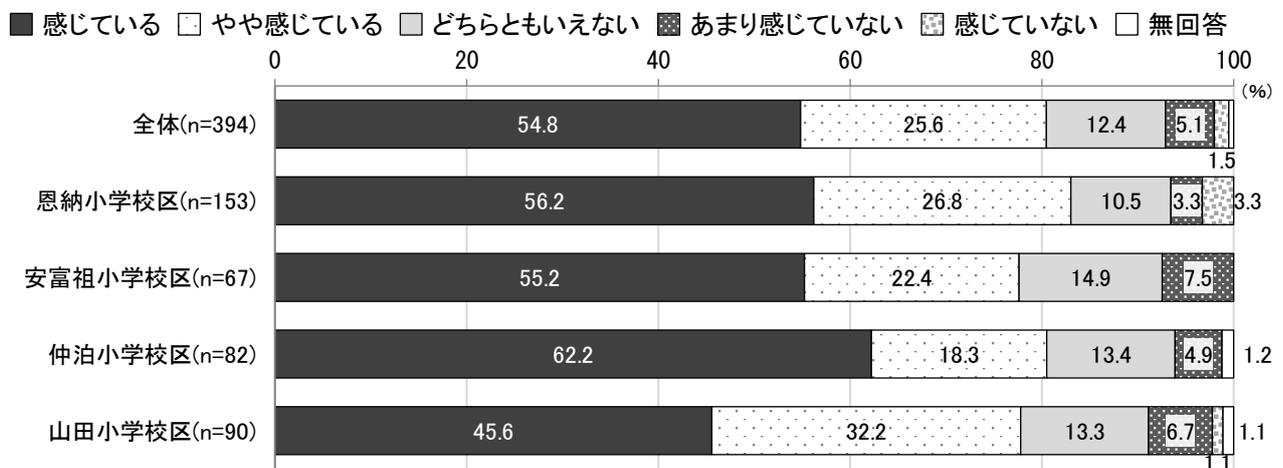
地域への愛着は高く、どの地域においても8割前後の方が「感じている」または「やや感じている」と回答しています。また、地域を「住み良い」と感じている方は全体の6割以上となっていますが、一方で「住みにくい」と感じている方も全体の約2割程度存在しています。

地域別では住みやすさについて、仲泊小学校区では「住み良い」が他の地域より高く、「住みにくい」は1割程度と最も低くなっていますが、安富祖小学校区では、3割の方が「住みにくい」と感じており、他の地域に比べて課題がある可能性が示唆されています。

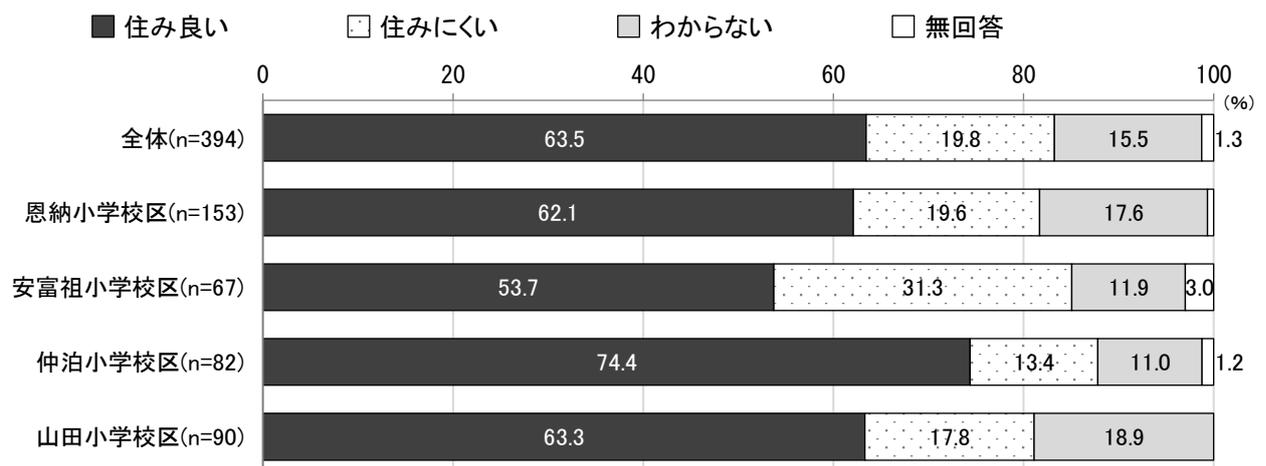
また、全体の9割を超える方が「地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域にしていかなければならない」と感じています。

これらのことから地域住民が主体的に関わり、それぞれの地域のニーズに合わせた取り組みを進めていくことが重要になると考えられます。

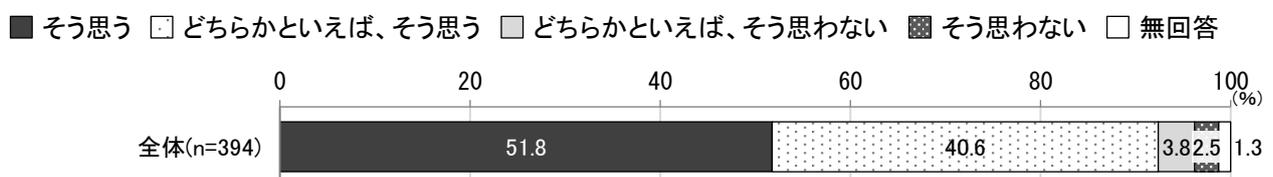
地域への愛着(全体・地域別)



住みやすさ(全体・地域別)



地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域にしていかなければならない

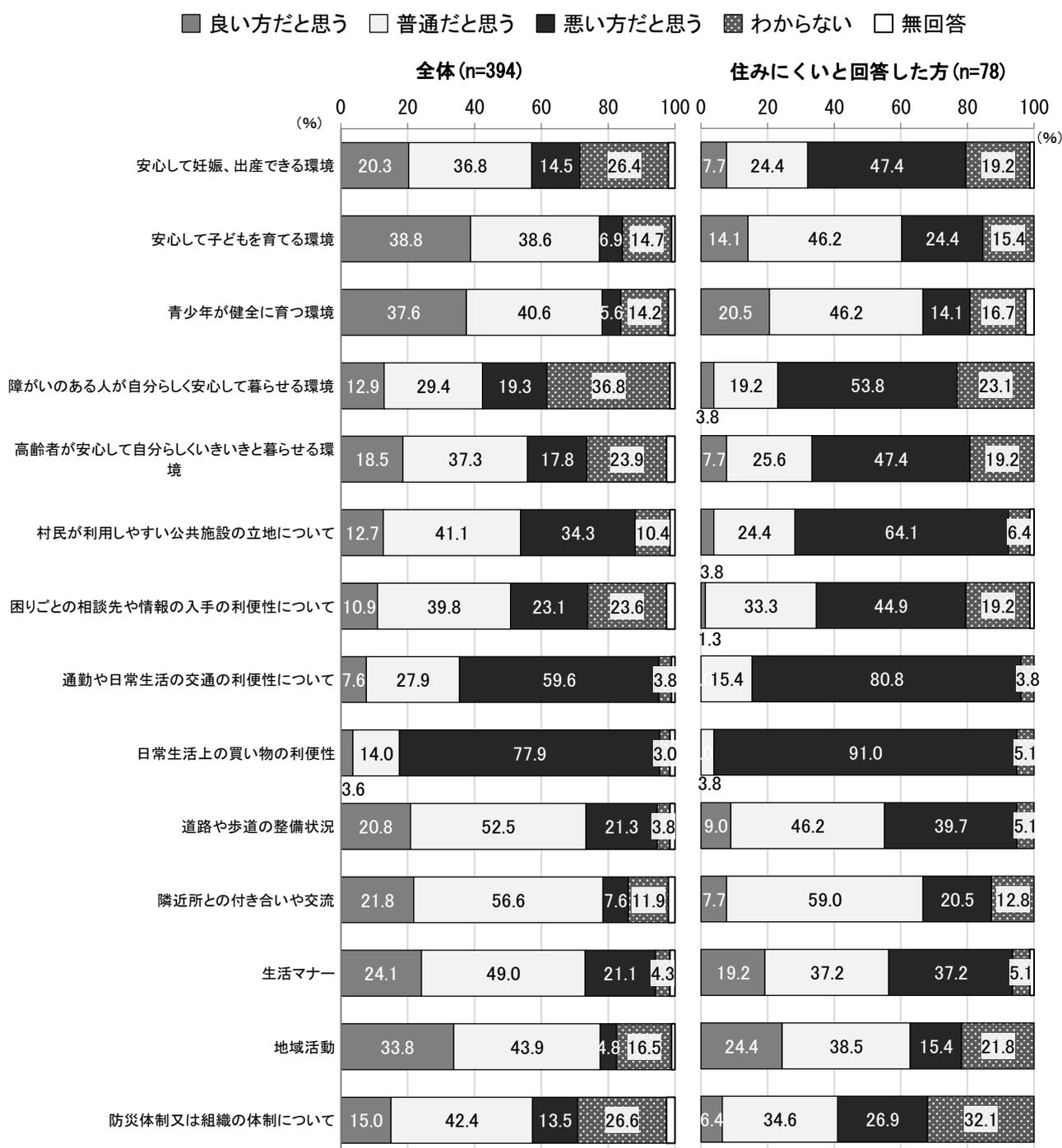


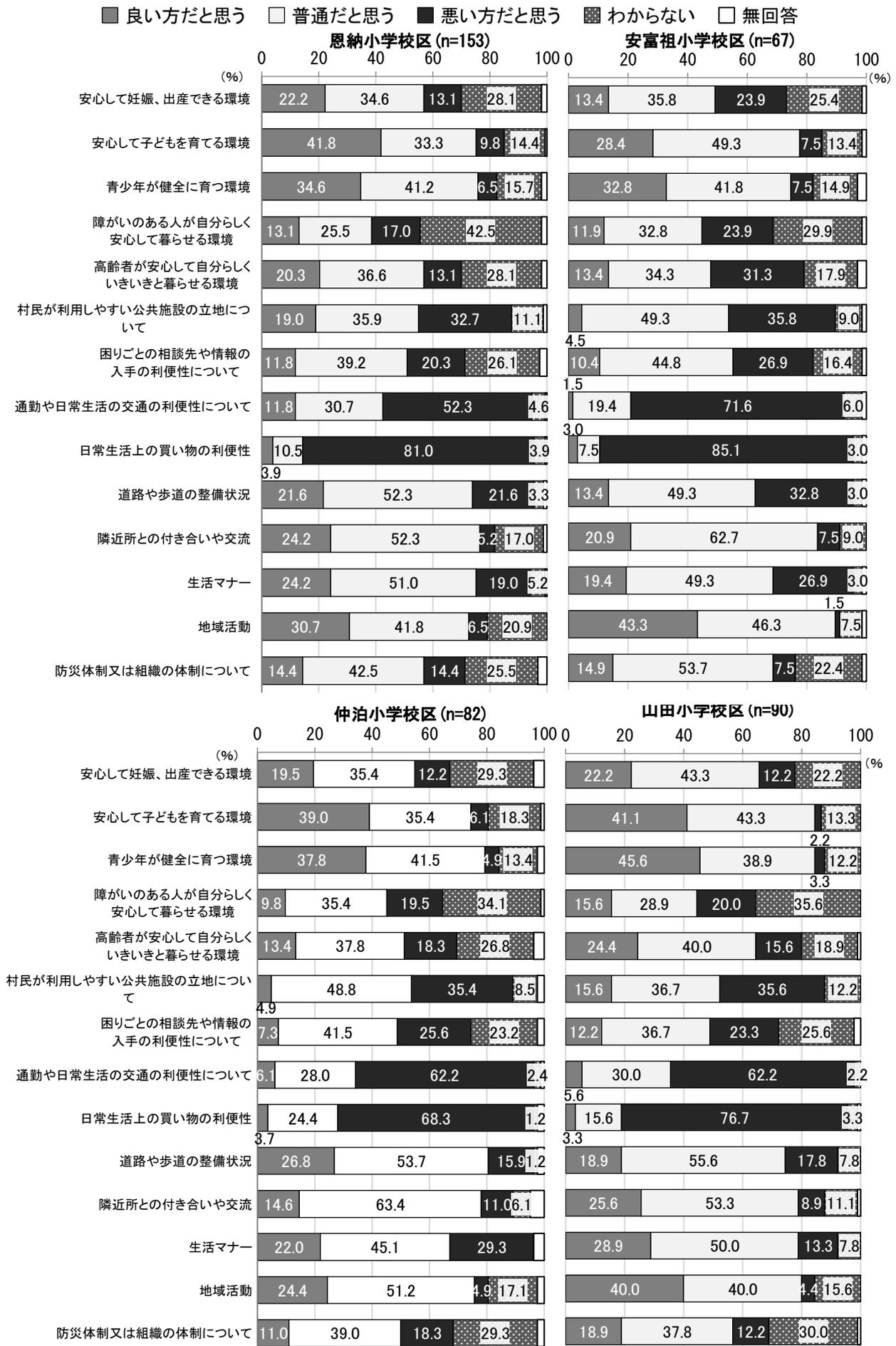
(2)地域の環境について

生活環境では、「日常生活上の買い物の利便性」、「通勤や日常生活（銀行、郵便局、病院など）の交通の利便性」、「村民が利用しやすい公共施設の立地」の順で、「悪い方だと思う」の割合が高く、特に買い物の利便性については 8 割近くの方が悪いと感じています。恩納村について「住みにくい」と感じていると回答した方に限っては 9 割を超えています。

また、地域別では課題認識には差があり、安富祖小学校区では他の地域と比べて生活環境全般に対する不満が大きいことがわかります。地域別の課題については、ワークショップや意見交換会などを通して地域の必要な取り組みを洗い出すことが重要だと考えます。

地域の環境





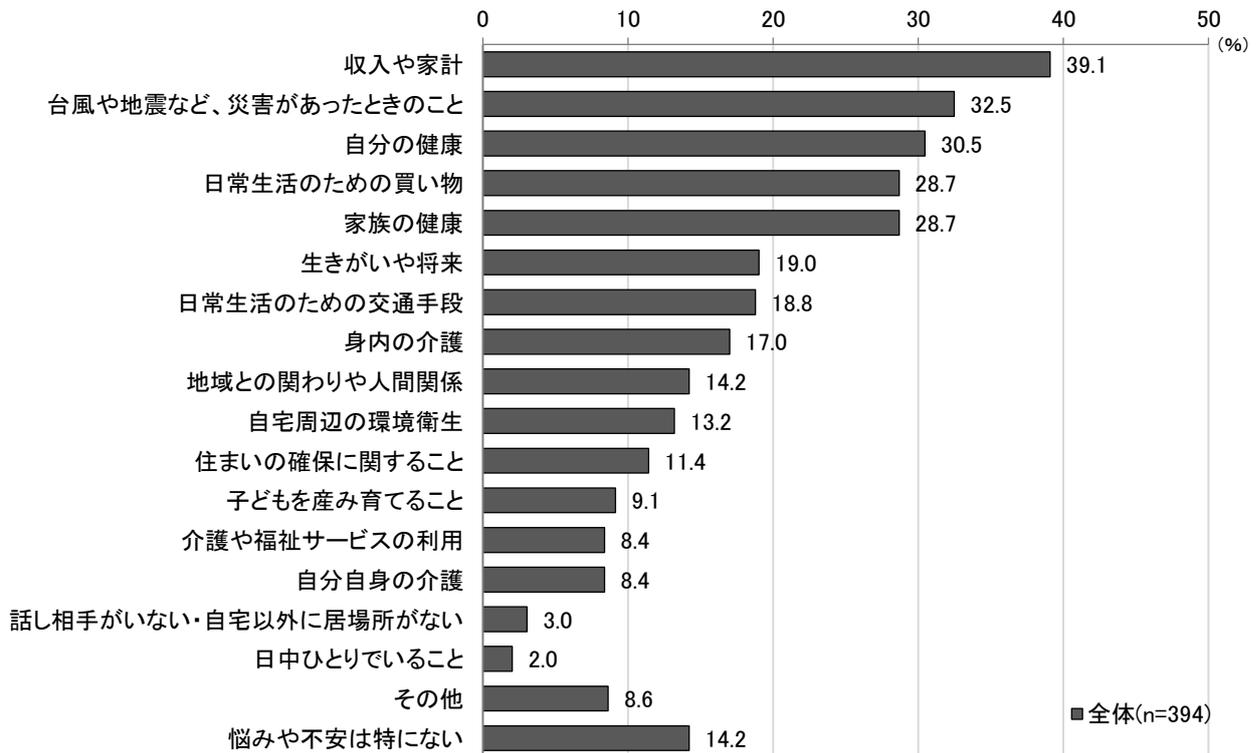
<悩み・困りごと>

(1)生活上の悩みや不安

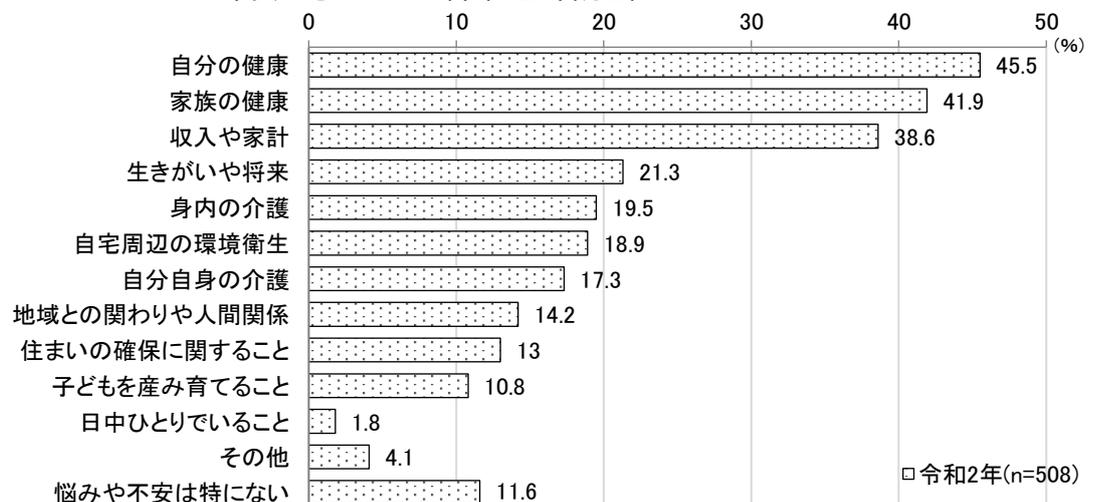
普段の暮らしの中の困りごと・心配ごと・悩みごとについて、「収入や家計」が最も高く、次いで「台風や地震などの災害があったときのこと」となっています。地域別の特徴としては、安富祖小学校区で「日常生活のための買い物」が最も高く、仲泊小学校区では「台風や地震など、災害があったときのこと」が「収入や家計」と並んで最も高くなっています。

また、相談先では、自殺や自殺未遂者に関して相談できる機関について「相談できる場所を知らない」と回答した方が約4割となっており、情報の周知について課題があります。

どんな困りごと・心配ごと・悩みごとがあるか

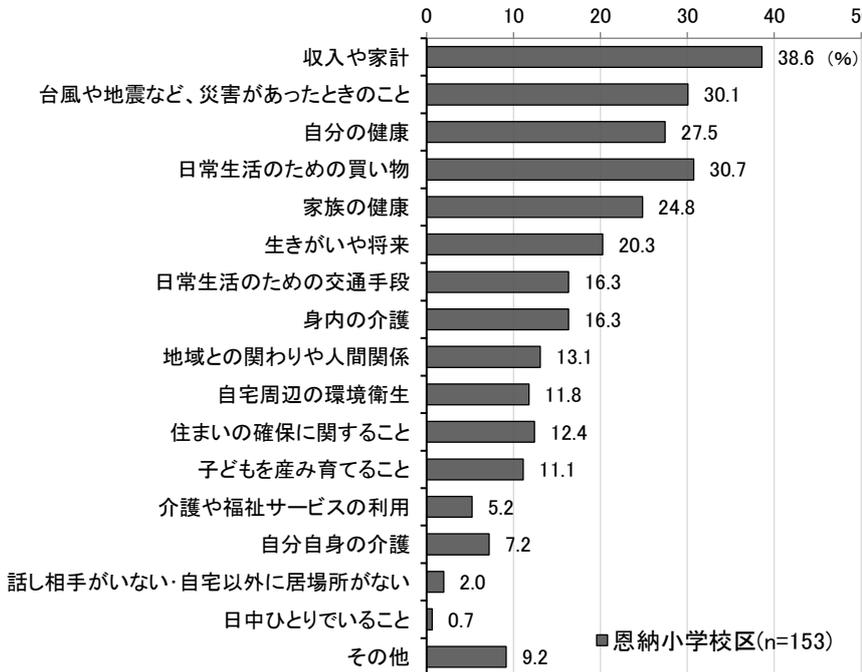


不安に感じること(令和2年調査)

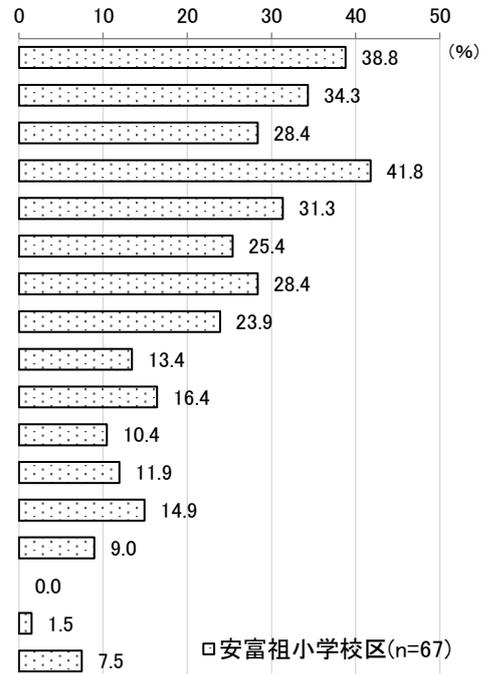


困り・心配・悩み(地域別)

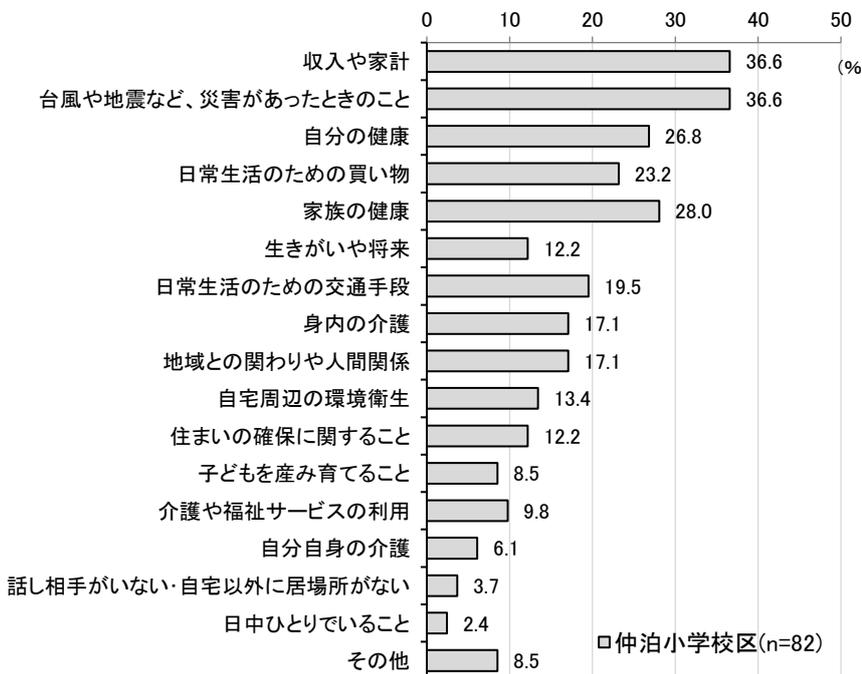
恩納小学校区



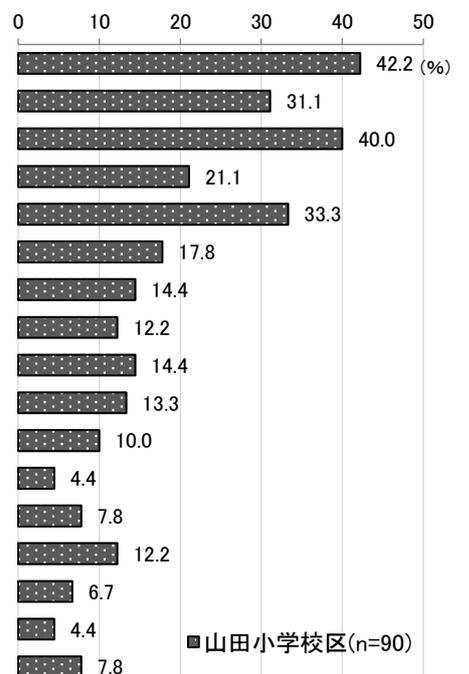
安富祖小学校区



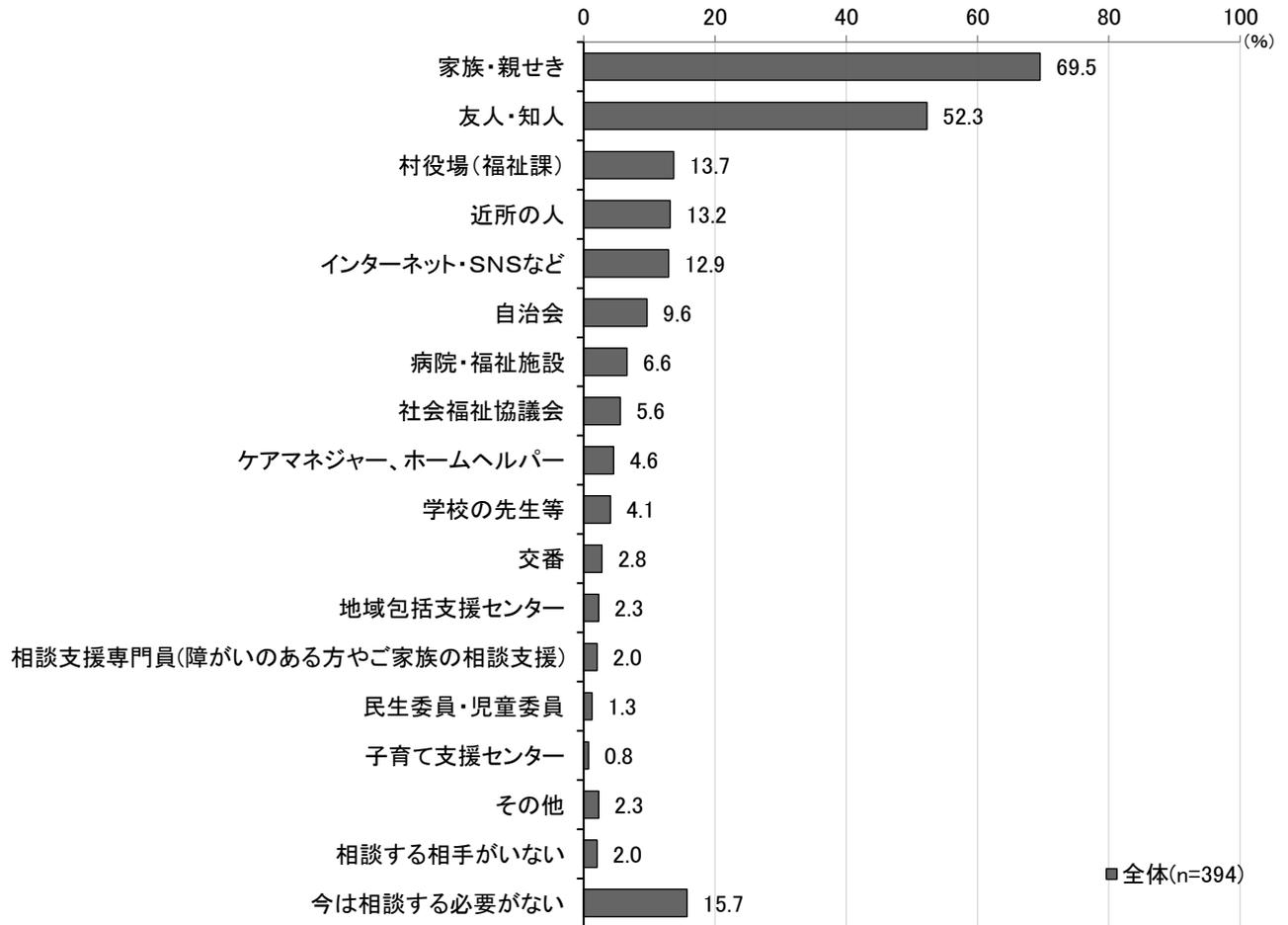
仲泊小学校区



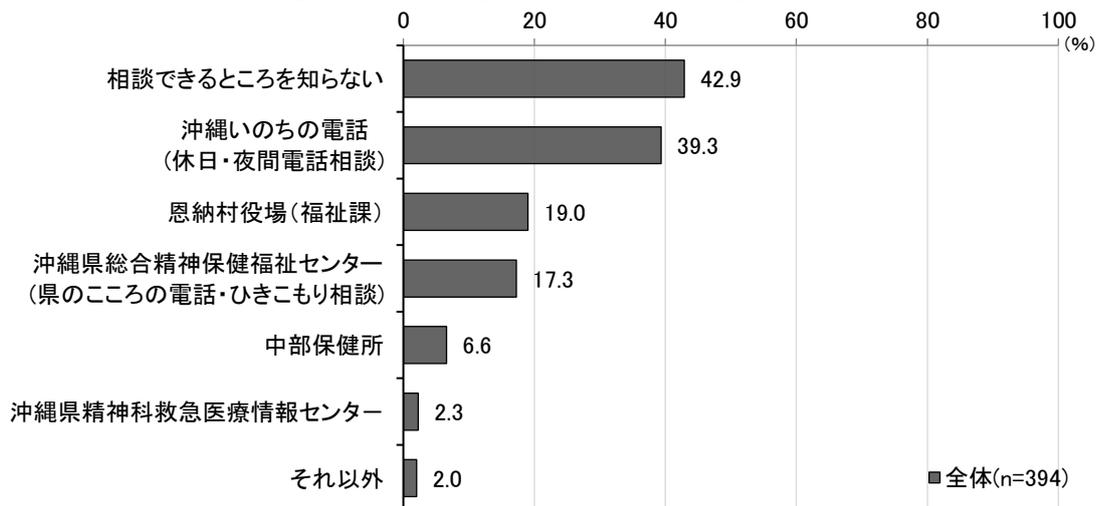
山田小学校区



困りごと・心配ごと・悩みごとを解決したい時の相談先



自殺や自殺未遂者に関して相談できる機関の認知度



<災害への対応>

(1)防災意識

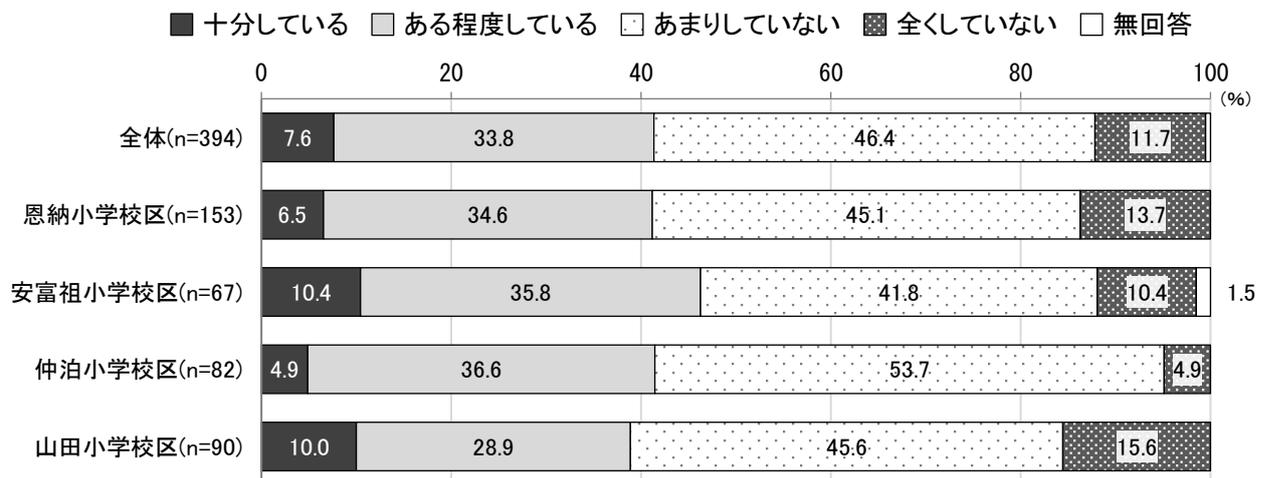
地震や台風・大雨などの災害に対する備えについて、「十分している」と回答した割合は全体で7.6%に留まり、6割近い方が「あまりしていない」「全くしていない」と回答しています。災害時の避難場所を認識している方は全体の66.2%となっています。

全体として、住民の災害に対する意識や備えが十分とは言えず、地域間で差が見られます。この背景には、地域コミュニティのつながりの希薄化や、防災に関する情報提供の不足、防災訓練の機会の不足などが考えられます。

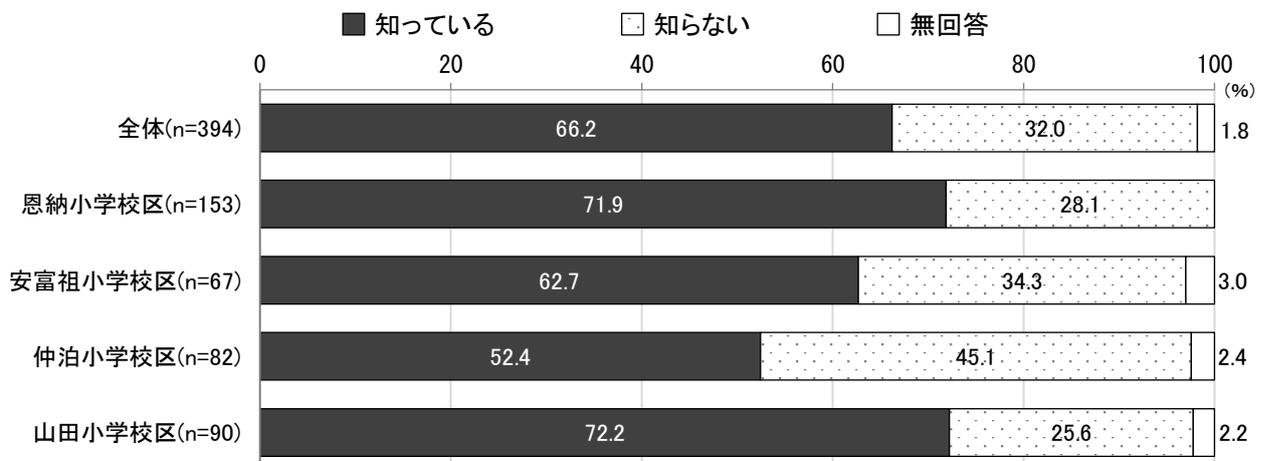
地域別でみると、仲泊小学校区では困りごと・悩みごとの設問で「台風や地震などの災害があったときのこと」が比較的高くなっていましたが、避難場所の認知度は他の地域よりも低くなっています。

村民一人ひとりの災害に対する備え、自助の意識向上は重要な課題です。災害はいつ発生するか予測が困難であり、日頃からの備えが被害軽減に不可欠です。今後、防災に関する情報提供や啓発活動を通じて、村民全体の自助意識を高め、具体的な行動に繋げていく必要があります。

地震や台風・大雨などの災害に対する備え(全体・地域別)



避難場所の認知度(全体・地域別)



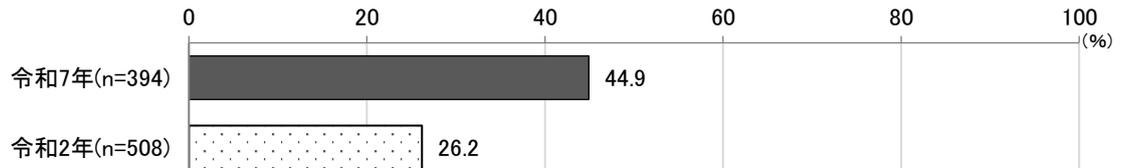
<福祉サービス・福祉に関する情報>

(1)地域を支える担い手

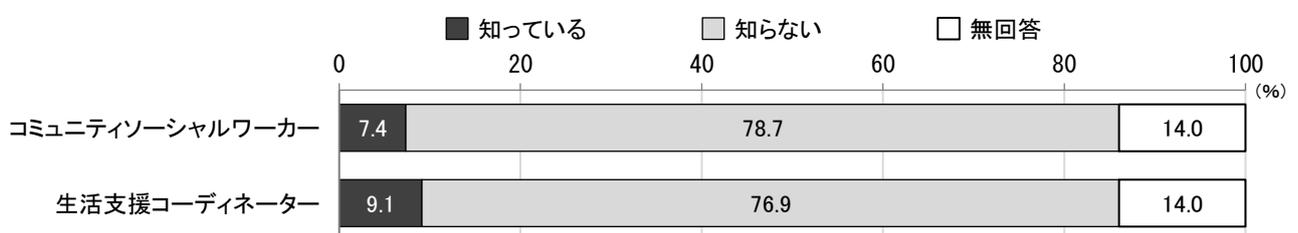
支援が必要な場合に行政などにつなぐパイプ役を務める民生委員・児童委員については、知っている方は全体の5割に満たない状況です。コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターはそれぞれ「知っている」と回答した方が1割未満と低くなっています。

必要な方が適切な支援を必要な時に受けられるよう、地域住民に対し、地域の担い手の役割や活動を周知するとともに、人材確保・育成の取り組みと活動への支援体制を強化することが重要です。

自分の地区の民生委員・児童委員を知っている割合(前回調査との比較)



コミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーターの認知度

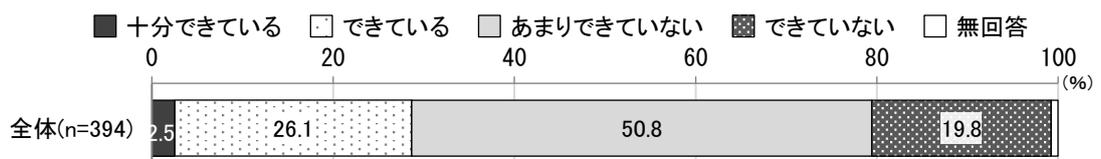


(2)福祉に関する情報の入手について

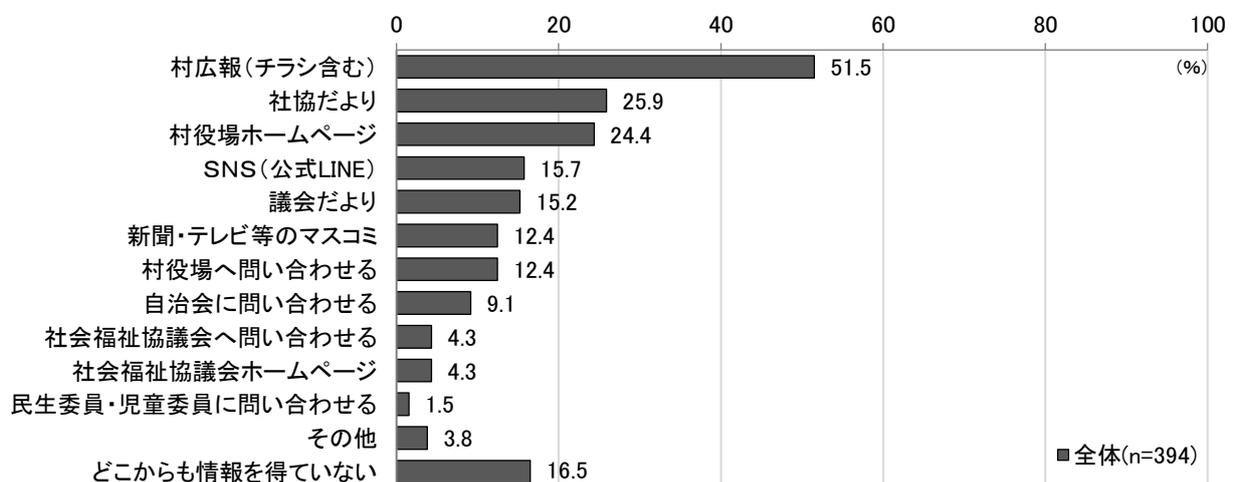
福祉に関する必要な情報の入手が十分にできていないと感じる層が存在します。「十分にできていない」と回答した方は2.5%に留まり、約7割が「あまりできていない」もしくは「できていない」と回答しています。

情報の入手先では、村の広報や社協だよりといった紙媒体を通じた情報取得の割合が高くなっています。今後は、情報伝達手段の多様化や、情報弱者への配慮が求められます。

福祉に関する必要な情報の入手(全体)



地域の情報や福祉の情報入手先



3. 関係団体等からの意見聴取の概要

(1) 調査の目的

以下の関係団体等へヒアリング及び簡易アンケート実施し、団体の活動状況や課題などについて意見聴取を行いました。

- ① 恩納村老人クラブ連合会
- ② 民生委員・児童委員協議会
- ③ 女性会
- ④ こども会
- ⑤ 村PTA連合会
- ⑥ 恩納村身体障害者協会

■各団体の意見概要

(1) 各団体の共通している課題

- 人員不足
- 新規会員や若手の会員が増えない
- 役員の固定化
- 活動について、決まった人しかこない(会員であっても参加しない人も多い)

(2) 各団体の活動状況及び課題について

団体名	意見概要(活動状況・課題)
① 恩納村老人クラブ連合会	<p><活動状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、恩納村内15自治会のうち9自治体が恩納村老人クラブ連合会に加入している。会員数については、コロナ禍で一時的に減少したものの回復基調である。 ・スポーツ・レクリエーションを中心に活動を行っている。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の男女比が男性の比率が高い状況であり、活動内容に偏ってきている(スポーツ)。 ・若い会員が少なく、世代交代がうまくいっていない。
② 民生委員・児童委員協議会	<p><活動状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に、交通安全見守り、挨拶運動、学校との連絡調整、区との連絡調整、独居高齢者の定期訪問などを行っている。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員のいない自治会もあるため、他区域に住んでいる気になる家庭の把握なども行っている状況がある。 ・民生委員の高齢化、人員の確保。 ・区民以外の情報が把握しづらい状況がある。

団体名	意見概要(活動状況・課題)
③ 女性会	<p><活動状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、3地区で活動している。 ・区の行事への参加や共同清掃、交流会などに参加。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の参加が少ない。 ・未加入者の加入。
④ こども会	<p><活動状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区の行事への参加をはじめ、独自のスポーツやレクリエーションイベントを実施。 ・参加するこどもの数が年々減少傾向にある。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・このまま参加者が減少する傾向が続くと、こども会活動ができなくなる区も、どんどん出てくるのではないか。 ・実際に、村こども会に加入していない自治会もある。 ・こどもだけでなく、役員の選定が難しく、持ち回りの頻度も多く負担感が大きい(できる人が少ない)。
⑤ 村PTA 連合会	<p><活動状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校・地域について、情報連絡アプリの「スクリレ」等で連携が取れており、学校も公民館と頻繁に電話等で連絡を取っている。 ・津波避難訓練なども一緒に行っている。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭、学校、地域の連携は進んできているものの、その輪に入りづらい家庭もあるように感じる。 ・「スクリレ」の使い勝手の改善(リマインド機能、情報の需要度の選別など)。
⑥ 恩納村身体障害者協会	<p><活動状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数は、当事者が6人、賛助会員3人の9人で活動。 ・年齢層は、27歳～70歳まで。 ・車いす体験、スポーツ大会への参加、学校への福祉教育としての当事者講話などを実施。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数が増えない。 ・社協だよりなどに活動状況などの情報も掲載しているが、会員の増加にはつながっていない。

4. 小学校区別住民ワークショップの概要

(1)調査の目的

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる村づくりを目指して、村内4つの小学校区にてそれぞれ2回ずつワークショップを開催しました。

◆ワークショップの対象者やテーマ等

参加対象者 各校区在住の高校生以上の地域づくりについて興味のある方

<ワークショップのテーマ>

第1回 地域の良いところ、気になるところ(生活課題)、地域の将来像について

第2回 課題を改善するため、または良いところを伸ばしていくために「できること」、「やりたいこと」、それは「誰が(住民、各区、行政、社協、その他団体など)やるのか」について

		開催日時	参加人数
安富祖小学校区	第1回	8月13日(水)19:00~21:00	25人(3グループ)
	第2回	9月17日(水)19:00~21:00	15人(3グループ)
恩納小学校区	第1回	8月15日(金)19:00~21:00	27人(3グループ)
	第2回	9月18日(木)19:00~21:00	18人(3グループ)
仲泊小学校区	第1回	8月21日(木)19:00~21:00	18人(2グループ)
	第2回	9月24日(水)19:00~21:00	15人(2グループ)
山田小学校区	第1回	8月27日(水)19:00~21:00	23人(3グループ)
	第2回	9月25日(木)19:00~21:00	19人(3グループ)



各小学校区におけるワークショップでは、「地域の良いところ」「地域課題」「課題等の改善策」の
として、地域ごとの特徴的な意見というよりも、以下のような共通のご意見を多くいただきました。

	地域の良いところ	地域の課題・困りごと	良いところの維持・課題の改善策など
地域のつながり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながり、住民同士の関わりが深い ・祭りやエイサー、綱引きなどの文化が残っている ・地域のイベントが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者との関わりがない ・担い手不足により文化の継承が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を知ってもらう ・小さい頃から伝統芸能に関わる ・継続してワークショップを開催する
自然	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かで海がきれい ・風景が美しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・海が汚れてきている ・海の生き物の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル建設を減らし自然を守る ・ビーチの駐車場整備
買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の買い物支援のタクシー料金助成チケットがある ・配達をしている売店がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・村内にスーパーがない ・車がないと買い物不便 ・タクシーチケットの助成額が足りない 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動販売のスケジュールの情報共有 ・公民館のバスで送迎
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・高速のインターや近隣市町村が近く、利便性が良い地域もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転できない方はどこに行くにも移動が大変 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村と協力してコミュニティバスを運行 ・乗合タクシー
子育て環境	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費無償化や小中学校入学祝金、中学校卒業祝金がある ・学校の教育へのサポートが良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや若者が減少している ・子どもたちが遊ぶ場所が少ない ・習い事が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き教室を活用した居場所提供 ・小学校のプールや校庭を地域に開放
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの従業員等の単身向けの住宅はある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー向けの住宅が少ない ・空き家はあるが仏壇があり、人に貸すことが難しい ・村営団地がほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の活用 ・宅地の整備 ・土地利用のルール作り
観光	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地や観光客が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音問題 ・路上駐車が多い ・地元の方が気軽にいける飲食店がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語でのモラルを促す看板の設置 ・集落内に減速帯を設置

5. 計画課題について

村民アンケート調査結果をはじめ、小学校区ワークショップ、関係団体ヒアリング、施策の進捗状況や国の動向などを踏まえ、計画課題を基本目標ごとに以下のように整理しました。

	計画課題
<p>基本目標1 お互いさまの心で 支え合うひとの輪 を広げる！</p>	<p>(1)性別、年齢などの関係なく気軽に交流できる場の創出 小学校区ワークショップや関係団体ヒアリングなどにおいて、地域福祉活動を推進するにあたって人の輪を広げていくためには、地域に住む人があいさつを交わしあう関係性を築くとともに、気軽に交流できる機会や居場所があると良いとの意見も多かったことから、身近な地域での交流できる場の創出が求められています(ワークショップの実施等)。</p> <p>(2)各種情報の発信及び周知の充実 地域活動を行っている各団体の活動について、アンケート調査では「参加している」との回答割合は5年前に比べて減少しており、活動の内容がよくわからないなども参加していない理由としてあがっていることもあることから、住んでいる地域をはじめ、地域活動をしている各団体の活動状況について、情報発信及び周知の充実が必要となっています。</p> <p>(3)地域活動や地域をつなぐ担い手の発掘・確保 関係団体ヒアリングなどにおいて、各種団体の共通の課題として「会員や担い手の不足」があがっていることから、各団体の情報提供の充実をはじめ、地域活動の担い手の発掘や若い世代も入りやすい環境づくりを行うなどの取り組みを推進することが求められています。 また、現計画の取り組みで遅れている、地域課題の把握をはじめ、相談者の状況に応じた個別支援、地域での支え合い活動の支援、新たな支援の仕組みづくりなどの重要な役割を担う、コミュニティソーシャルワーカーの確保・配置も求められています。</p>
<p>基本目標2 みんなで支え合う 仕組みをつくる！</p>	<p>(1)地域のつながりを生かした身近な支えあいの仕組みづくり 小学校区ワークショップにおいて、恩納村及び各地域の良い点として「人とのつながり」をあげており、特に長年住んでいる方のつながりが強く、お互い様の気持ちもあることから、本村の良い点を活かした身近な地域での見守り・支え合いの仕組みづくりが必要となっています。</p> <p>(2)恩納村に即した包括的な支援体制の検討 本村においては、行政の各課をはじめ、社会福祉協議会や関係機関などの相談窓口があり、相談内容に応じて連携して対応している状況にあります。そのよう中、国において高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別の支援では対応しきれない課題に対し、分野を横断して一体的に取り組むことで、「誰一人取り残さない」セーフティネットを構築していく取り組みとして「重層的支援体制整備事業(社会福祉法106条の4)」が位置づけられていることから、恩納村に即した包括的な支援体制づくりの検討が必要となっています。</p>

<p>基本目標3 安心、安全をつくる！</p>	<p>(1)安心・安全のむらの環境づくりの推進 アンケート調査結果や小学校区ワークショップで、災害時の備えについて、「あまりしていない・まったくしていない」との回答が多いことから、防災意識の醸成を図る取り組みの推進をはじめ、道路の段差解消などバリアフリーの推進を図るなど、安心・安全の環境づくりが求められています。</p> <p>(2)情報バリアフリー化の推進 地域福祉活動を村民みんなで推進していくためには、地域や福祉に関する情報発信の充実化をはじめ、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、誰もが理解でき、情報が入手しやすくなるよう、情報のバリアフリー化の推進が必要となっています。</p> <p>また、本村の特徴の1つとして、OIST の立地などにより、外国籍をもつ居住者も多いことから、住んでいる地域で安心して生活ができ、交流も推進できるよう、情報提供・周知の際の多言語化の推進が必要となっています。</p> <p>(3)恩納村再犯防止推進計画の一体的な策定 再犯防止推進法に基づき、国と地方公共団体、民間が連携して犯罪をした人々の社会復帰を支援することを目的として、市町村において「再犯防止推進計画」の策定が努力義務化されていることから、本村においても、村民として社会復帰を支援する環境づくりが必要となっています。</p>
-----------------------------	--

第3章 計画の基本的な考え方

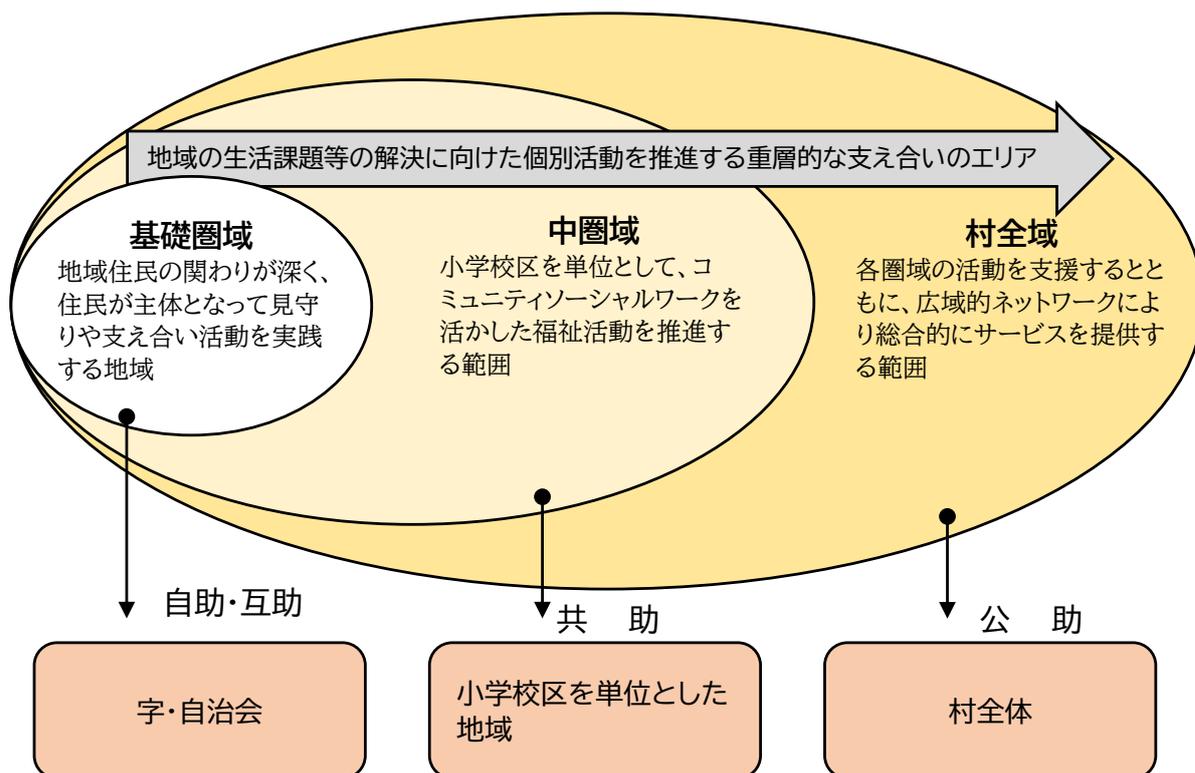
第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の圏域の設定

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、住民のより身近な生活・活動範囲を単位とした福祉活動や多様な主体が連携・協働しサービスを提供する範囲の設定が必要とされています。

圏域の設定は、本村の地理的条件、人口規模及び生活文化等が形成された背景などを考慮しながら、自助・互助、共助、公助という地域住民や多様な主体がそれぞれに果たすべき役割を踏まえ、個々の取り組みに応じた個別活動を効率よく推進していくための範囲となる「圏域」を次のような「基礎圏域」「中圏域」「村全体」の3層を設定します。

【圏域設定のイメージ】



(1)基礎圏域(字・自治会)

村民の生活で最も身近な単位は、字・自治会です。各字や自治会では子ども会や老人会等で行事が開催されていることから、既存のネットワークを生かした小地域福祉ネットワークを組織化(「地域支えあい推進委員会」)し、見守り活動、高齢者・子どもサロン活動、地域課題(困りごと)の把握や生活支援等にも取り組んでいけるように、「字・自治会」を基礎圏域として設定します。

基礎圏域においては、コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーターが協働し、活動の仕組みづくりや住民の参加促進を図っていきます。

(2)中圏域(小学校区)

基礎圏域における主体的な活動では、課題解決が困難な福祉ニーズに対し、多様な地域資源との連携を図り地域住民の活動をサポートするとともに、生活課題などを適切な支援や解決方策につなげるコミュニティソーシャルワーカー等が配置される地域です。

できるだけ住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される範囲であり、恩納村地域包括支援センターにおいて、圏域を分け、高齢者の相談支援や地域住民の活動支援を実施していることから、地域福祉を推進するうえで重要な圏域として、4つの小学校区の範囲を中圏域として設定します。

この圏域において、コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーターを配置し、地域福祉活動の推進及び、地域での相談支援体制の充実を図っていきます。

■中圏域

恩納小学校区：谷茶・南恩納・恩納・太田・瀬良垣

安富祖小学校区：安富祖・名嘉真・【希望ヶ丘】・喜瀬武原

仲泊小学校区：富着・前兼久・仲泊

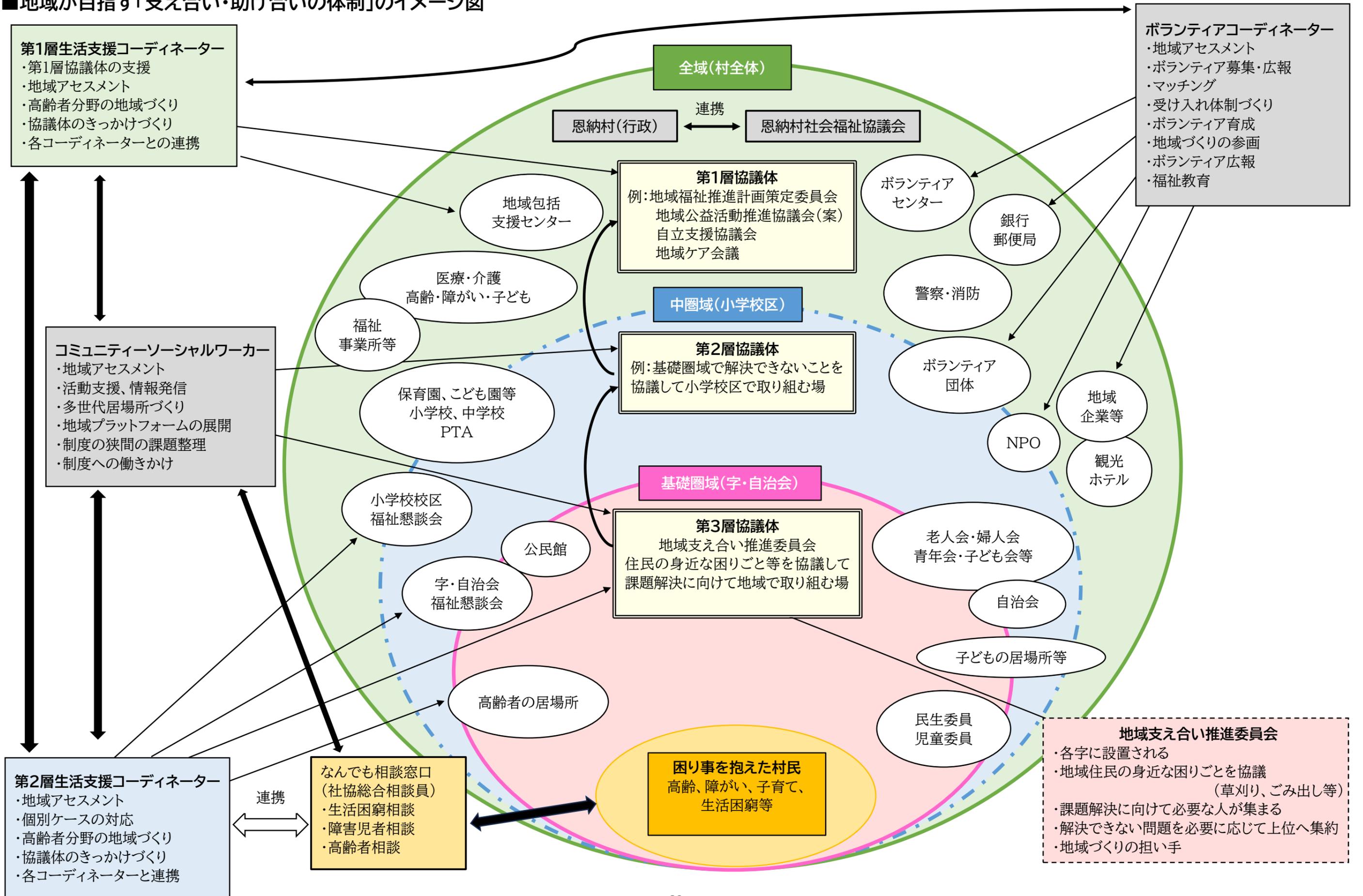
山田小学校区：山田・真栄田・塩屋・宇加地

(3)村全域

個別圏域では解決が困難な事例や専門性の高い福祉ニーズに対して、広域的なネットワークの活用を図りながら総合的なサービスを提供する範囲を「村全域」として設定します。

行政や恩納村社会福祉協議会を中心に地域課題を共有し、村づくりを進めるとともに、その他関係機関とも連携しながら、各種行事や支援対策、サービス提供体制を整備する取り組みを推進します。

■地域が目指す「支え合い・助け合いの体制」のイメージ図



2. 各主体の役割

住民に期待する役割

日ごろから隣近所の方と顔見知りとなり、地域行事等で交流し、地域で困っている人がいたら、声かけや手助けを行うことなど、できる範囲での活動からはじめ、ボランティアなどの福祉活動に積極的に参加することを期待します。

自治会や地域活動団体等に期待する役割

自治会をはじめ、ボランティアや NPO、民生委員・児童委員協議会など地域で活動する団体は、取り組んでいる活動の継続・充実化を図るとともに、見守り・地域の支え合いの担い手として、関係団体や関係機関と連携して取り組みを推進することを期待します。

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法で「地域福祉を推進することを目的とする団体」として位置づけられており、本村の地域福祉活動を推進する中心的な役割を担います。

活動を推進する上で、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア福祉関係者やその他関係団体や機関、行政と連携・協働し、ボランティアの育成をはじめ、地域における見守り支え合い活動など、地域福祉推進の活動に取り組みます。

行政の役割

行政は、公的な福祉サービスの実施をはじめ、必要な人が必要なサービスを受けられる仕組みを構築し、地域住民、福祉関係事業所・団体、社会福祉協議会等の各種関係機関や団体との連携を図り、福祉活動の仕組みづくり・基盤整備に取り組み、本計画の基本理念・基本目標の実現を目指して施策を総合的に推進していく役割を担います。

3. 基本理念及び基本目標

(1)基本理念の考え方

現計画(第1期計画)の基本理念については、本村の最上位計画である「第5次総合計画」の将来像(青と緑が織りなす活気あふれる恩納村)の及び地域福祉に関連する個別目標(皆が安心して暮らせる健康の村)キーワードを参考にしつつ、地域福祉を推進していくことで形作っていききたい将来像として設定された経緯があります。

現計画が策定されて5年目を迎える中、本村の最上位計画である総合計画は、改訂が行われ現在は「第6次総合計画(令和5年3月)」となっており、将来像は「恩(めぐみ)の青 豊かな緑 輝く人々 未来へつなごう恩納村」の将来像のもと、地域福祉に関連する個別目標として「誰もがいきいきと暮らせる健康福祉の村」が設定されており、第5次総合計画から大きな変更はなく基本的な考え方が継承されています。

そこで、本計画(第2期計画)における基本理念についても、現計画の方向性を継承するものとします。

上位計画である「総合計画」における基本理念や将来像などをはじめ、社会福祉協議会における方向性に基づく「ひとづくり」「協働(みんなで)」「やさしさ」「ふれあう」「安心」「交流」「活力」のキーワードより、本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

【基本理念】

みんなでつくる！安心とやさしさあふれるむら

また、上記の基本理念には以下のような意味が込められています。

「みんなでつくる」とは

安心とやさしさにあふれるむらを、みんなで支える(ゆいまーる)仕組みをつくることと考えます。

「安心」とは

支援が整い、村民の誰もが安心して暮らしていけるむらと考えます。

「やさしさ」とは

村民が地域の一員として「お互いさま」の心でふれあい、支え合いの輪を広げていくことと考えます。

前述の基本理念に込められた意味から、基本理念を実現するための基本目標を以下のとおりとします。

基本目標1:お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる！

基本目標2:みんなで支える仕組みをつくる！

基本目標3:安心、安全をつくる！

(2)基本目標

本計画の基本理念については、本村の最上位計画である「第6次総合計画」の将来像などの基本的な考え方は変わらないことから継承するものとしています。

基本理念(将来像)を達成するための基本目標(計画の柱)についても、まだ現計画の5年間に過ぎたところで、取り組みはじめた段階の施策もあることから、現計画(第1期計画)を継承するものとします。

基本目標1： お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる！

「お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる」には、隣近所の方とのあいさつなどの近所づきあいからはじまり、自身が住んでいる地域を知り、地域活動へ参加する人が増えることが重要になります。

このことから、お互いさまの心を育むため、地域福祉や地域活動に関する啓発活動や地域活動への参加のきっかけづくりをはじめ、地域福祉を担う人材の育成と確保に向けた取り組みを推進し、互いに支え合える人と人のつながりの強い地域づくりを目指します。

基本目標2： みんなで支える仕組みをつくる！

「みんなで支える仕組みをつくる」ことは、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現につながるものです。

そのためには、身近な地域において気軽に相談できる体制をはじめ、複合的な課題へ対応していくために包括的な支援体制を構築していくことが必要となることから、地域住民をはじめ、自治会や関係団体、関係機関、事業所、社会福祉協議会、行政など、多様な主体が連携・協働し、本村らしい支え合う仕組みの構築を目指します。

基本目標3： 安心、安全をつくる！

「安心、安全をつくる」ことは、地域住民が健康でいきいきと生活を送るとともに、たとえ支援が必要になった場合でも、隣近所や地域等が見落とさず、公的サービスなどの支援につなげることや、犯罪や災害に巻き込まれることの少ない環境を整えることと考えます。

そのため、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、村民一人ひとりの権利や尊厳が守られ、人と人のつながりの中で困難を抱えている人を見落とさない仕組みをつくり、お互いの支え合いの中で犯罪に巻き込まれることなく、災害時においても協力して被害を最小限にとどめることができる環境づくりを推進し、村民が本村に住んで「良かった」と思える地域づくりを目指します。

4. 施策の体系

基本目標	施策
<p>基本目標1 お互いさまの心で支え合うひとの輪を広げる！</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域や福祉を知るきっかけづくり <ol style="list-style-type: none"> ① ご近所さんや地域を知るきっかけづくり ② お互いさまの意識を高める福祉教育の充実 2. 地域行事などに参加するきっかけづくり <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の活動への理解・参加の促進 ② 気軽に交流できる場をつくる 3. 地域で活動し地域をつなぐ担い手の育成・確保 <ol style="list-style-type: none"> ① 地域における担い手の育成・確保 ② 地域をつなぐ人材の育成・確保
<p>基本目標2 みんなで支え合う仕組みをつくる！</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域活動の活性化への支援 <ol style="list-style-type: none"> ① 自治会活動の活性化支援 ② 地域関係団体への支援 2. 地域で支え合う仕組みづくり <ol style="list-style-type: none"> ① 見守り・支え合いの体制づくり ② 生活支援活動の推進 3. サービスの利用支援体制の充実 <ol style="list-style-type: none"> ① 身近な地域における相談支援体制の充実 ② 包括的な相談支援体制の充実 ③ 情報提供体制の充実 ④ 福祉活動の拠点の充実
<p>基本目標3 安心、安全をつくる！</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みの充実 <ol style="list-style-type: none"> ① 権利擁護の取り組みの充実 ② 虐待の未然防止対策の推進 2. 困難を抱えた村民への支援 <ol style="list-style-type: none"> ① つながりのある地域づくり ② 子ども支援対策の推進 ③ 心身の健康づくりの推進 ④ 安心して暮らせる支援の充実 ⑤ 罪を犯した人が立ち直れる環境づくり (恩納村再犯防止推進計画) 3. 安全・安心な地域の環境づくり <ol style="list-style-type: none"> ① 防犯対策の充実 ② 災害に強い地域づくり ③ 災害時の避難支援体制の充実

5. 成果指標の設定

本計画において、各種施策を実施したことによる効果を測る成果指標を以下のように設定します。

【成果指標】

基本目標1: お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる!

基本施策: 「地域や福祉を知るきっかけづくり」「地域行事などに参加するきっかけづくり」「地域で活動し地域をつなぐ担い手の育成・確保」の取り組みを推進した成果をはかる指標

指標名	出典	現状	目標
			令和12年
地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域にしていかなければならないと思うかの間に「そう思う」と回答した村民の割合	村民アンケート	51.8%	増加
地域活動に参加している村民の割合	村民アンケート	41.6%	増加

基本目標2: みんなで支え合う仕組みをつくる!

基本施策: 「地域活動の活性化への支援」「地域で支え合う仕組みづくり」「サービスの利用支援体制の充実」の取り組みを展開した成果をはかる指標

指標名	出典	現状	目標
			令和12年
ボランティア活動に参加している村民の割合	村民アンケート	24.6%	増加
自分の地区の民生委員・児童委員を知っている割合	村民アンケート	44.9%	増加

基本目標3: 安心、安全をつくる!

基本施策: 「子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みの充実」「困難を抱えた村民への支援」「安全・安心な地域の環境づくり」の取り組みを推進した成果をはかる指標

指標名	出典	現状	目標
			令和12年
住んでいる地域を「住みよい」と回答した村民の割合	村民アンケート	63.5%	増加
防災体制(避難誘導體制)又は組織の体制について「良い方だと思う」と回答した村民の割合	村民アンケート	15.0%	増加

第4章 地域福祉の取り組み施策

第4章 地域福祉の取り組み施策

基本目標1:お互いさまの心で支え合うひとの輪を広げる！

1. 地域や福祉を知るきっかけづくり

【取り組みの方向性】

地域福祉を推進していくためには、住民同士が日頃からあいさつをかわし、顔見知りの関係を築き、地域や福祉のことについて知ることが大切になります。

住民同士がお互いを理解し、地域の困りごとに気づき、お互いさまの心で支え合う人の輪を広げることが重要になることから、自治会などの地域の情報や福祉に関する情報提供をはじめ、福祉意識の高揚に向けた取り組みを推進するとともに、地域活動などへ気軽に参加できる機会への支援を行います。

① ご近所さんや地域を知るきっかけづくり

◇村民に期待すること

活 動

- 隣近所の方と普段からあいさつをかわし、顔見知りになりましょう。
- 自治会等からの情報に目をおすようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 地域行事などの情報について、住民に広く周知するようにしましょう。
- 地域において、住民同士であいさつや声かけを行うように取り組みを進めましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none">■村の広報誌やホームページなどの媒体を活用して、日頃からのあいさつや声かけの重要性について呼びかけを行います。■自治会など地域の情報について、住民に周知するとともに、転入者については手続きの際に、地域の情報などの提供を行います。■住民が住んでいる地域について知ったり、交流したり、地域づくりについて意見交換ができる場の創出を検討します。	福祉健康課 こどもみらい課 総務課

※47ページ以降の行政の課名に関しては、令和8年度からの機構改革にあわせた課名となっています。

◇社会福祉協議会の取り組み

内容	
■	社会福祉協議会の広報誌やホームページ等やSNSなどを活用し、日頃からのあいさつなど住民同士のコミュニケーションの大切さについて啓発を行います。
■	介護予防教室後のサロン活動など、住民同士が交流したり、声かけのきっかけとなる地域での活動を推進します。
■	住民が住んでいる地域について、状況を把握し、より住みやすくなるための意見交換ができるよう、定期的なワークショップの開催を検討します。

<推進事業>

事業名	内容
調査広報・連絡調整活動	社協だより・ホームページを活用し、地域住民が社会福祉に対する理解を深め、積極的に地域福祉活動に参加できるように、情報を発信し住民へ周知します。
小地域福祉ネットワーク活動の推進	自治会単位での見守り・支えあい活動ができるようにネットワーク組織化の支援を行います。
恩納村介護予防教室 がんじゅう大学	地域サロンの立ち上げ支援と活動が継続できるように、地域の協力者と協同して取り組みます。
生活支援体制整備事業	自主サークル立ち上げ応援事業、地域活動助成事業の広報・周知を行いながら、サロン活動の支援に取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
自主サークル 立ち上げ応援 事業の展開	3団体	2団体 実施	2団体 実施	3団体 実施	3団体 実施	5団体 実施	全字で 実施団体 広げる

※介護予防教室後のみならず、各字サロン活動等の支援に努める。

② お互いさまの意識を高める福祉教育の充実

◇村民に期待すること

活 動

- 行政や社会福祉協議会の広報誌やホームページなどに目をとおり、福祉に関する情報を確認するようにしましょう。
- 地域や福祉に関心を持ち、講演会などの学習の場に積極的に参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 地域において、福祉について学ぶ機会をつくってきましょう。
- 行政や社会福祉協議会の福祉教育に関する取り組みに協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ■多様な媒体を活用し、福祉に関する情報提供を推進します。 ■教育委員会をはじめ、各学校、社会福祉協議会が連携した福祉教育の取り組みを進めます。 ■自治会などからの相談に応じて講師の紹介や講座の開催など地域における福祉学習を支援します。 	福祉健康課 こどもみらい課 教育委員会 商工観光課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 社会福祉協議会の広報誌やホームページ等やSNSを活用し、福祉に関する情報提供を推進します。
- 地域懇談会や出前講座などを開催します。
- 行政や教育委員会、地域の事業所などと連携し、福祉体験などの学ぶ機会の充実を図ります。

<推進事業>

事業名	内容
福祉教育推進事業	子どもたちが「地域とのつながりの大切さ、人にやさしくする心」について学ぶために、地域学校協働本部等と各自治会(地域)、村内福祉事業所や各種団体と連携・協同し、福祉教育(共育)カリキュラムを各学校の希望に沿って作成し講座・体験などを実施します。
地域住民への福祉意識への啓発活動	地域共生社会を形成していくために、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。

福祉教育(共育)の協同実践	福祉教育実践を推進するために、地域住民や福祉事業所等と連携・協同し福祉教育の内容の充実を図ります。
---------------	---

村内小学校では体験型福祉教育にて心のバリアフリーを学んでいます。中学校では課題取組型福祉教育で地域交流を実践するために、プログラムの作成に取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
福祉教育の実践(学校)	小学校4校実施 中学校未実施	小学校4校継続 中学校プログラム検討会	小学校4校継続 中学校プログラム試行	小学校4校継続 中学校実施			小学校4校継続 中学校実施 計5校継続
出前講座の実施(地域)	12字実施	4字実施	4字実施	4字実施			毎年4字

※福祉教育の実践について、小学校は継続しているのでプログラムの拡充に取り組む。中学校は未実施のため実施ができるように関係機関と協議して実施を目指す。

※出前講座は実施してきたが防災講座などが地域の支え合いの醸成となるためプログラム及び支援者を拡充しながら繰り返し実施する。

基本目標1:お互いさまの心で支え合うひとの輪を広げる!

2. 地域行事などに参加するきっかけづくり

【取り組みの方向性】

自治会などをはじめとした地域活動状況は、参加者の固定化や役員などの担い手が不足している状況があります。

隣近所と顔見知りになり、地域や福祉に関する情報にふれた次の段階として、地域で開催されている行事への参加や交流する機会が増えることが必要になります。

地域の活動への理解と参加の促進を促すための取り組みを推進するとともに、地域活動などへ気軽に参加できる機会や場づくりへの支援を行います。

① 地域の活動への理解・参加の促進

◇村民に期待すること

活 動

- 自治会からのお知らせをはじめ、行政及び社会福祉協議会の広報誌やホームページを見ましょう。
 - 地域で開催されている行事や興味があるイベントに参加してみましょう。
-

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 自治会や地域の団体の活動やイベントなど、住民同士が交流できる機会をつくりましょう。
 - 住民の関心が高い活動の内容を考え、実施してみましょう。
-

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none">■自治会をはじめとした地域活動の状況について、広報誌やホームページなどで情報提供を図ります。■若い世代や子育て世代などの、これまで地域との関わりが少なかった人が地域に集まる機会や取り組みへの支援を行います。■障がい者(児)やその家族の交流機会の充実をはじめ、多様な人々が交流する機会の充実に取り組みます。	福祉健康課 こどもみらい課 総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉協議会のホームページ等やSNS、広報誌などで、地域活動やボランティア活動などの情報提供を行います。 ■赤い羽根共同募金の活動など、寄付や物品の提供を通じた地域活動への参加について呼びかけます。 ■年代や障がいの有無にかかわらず、多様な人が地域活動やボランティア活動などに参加できるよう支援します。

<推進事業>

事業名	内容
調査広報・連絡調整活動	社協だより・ホームページを活用し、地域住民が社会福祉に対する理解を深め、積極的に地域福祉活動に参加できるように、情報を発信し住民へ周知します。
恩納村ボランティアセンター	誰もが参加できるように、福祉に関するだけでなく、環境に関することなど様々な取り組みができるボランティア活動の企画に取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
ボランティア活動体験のプログラム作成	2か所	ボランティア活動の検討会	試行	ボランティア活動のマッチング		→	ボランティア活動体験をマッチングできるプログラムを作成

② 気軽に交流できる場をつくる

◇村民に期待すること

活 動

- 地域で行われる交流の場に参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 自治会や関係団体等と連携して、公民館の活用の充実をはじめ、多様な年代の住民が交流できる場をつくってみましょう。
- 子どもや保護者、高齢者などが、それぞれの関心のある内容を検討して、交流の場への参加を広く呼びかけましょう。
- 健康づくりなどの担い手となることや、ボランティア活動を行い、地域の居場所の活性化への支援を行ってみましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none">■地域において多様な居場所ができるように支援を行います。■多様な主体と連携し、子どもとその保護者や高齢者、障がい者(児)などの多様な交流機会の創出に向けた支援を行います。■村イベント(健康福祉まつりなど)における交流機会の場を検討します。	福祉健康課 こどもみらい課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 社会福祉協議会の広報誌やホームページ等を活用し、地域の交流イベントなどの情報提供を行います。
- 地域において実施される交流する機会や場を支援します。

<推進事業>

事業名	内容
生活支援体制整備事業	社協だよりやホームページ等を用いて、地域の情報を周知啓発して、住民の地域福祉活動への意識を高めるとともに、高齢者サロンなどの場の立ち上げ支援を行います。
恩納村ボランティアセンター	ボランティアと居場所のマッチングを行い、地域の居場所が住民主体で運営できるよう支援します。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
地域の居場所 づくり	未実施	2字モデル 実施	2字追加 実施	3字実施	3字実施	5字実施	全字実施

基本目標1:お互いさまの心で支え合うひとの輪を広げる！

3. 地域で活動し、地域をつなぐ担い手の育成・確保

【取り組みの方向性】

地域における助け合いの輪を広げ、地域の福祉活動を活性化させていくには、地域で活動する担い手や地域をつなぐ役割をもつ人材の育成・確保が重要となります。

地域住民がお互いさまの心で自分のできることを見つけ、活動に参加し、地域の担い手となるよう、地域の福祉活動を担う人材及び地域をつなぐ人材の育成と確保に向けた取り組みを進めます。

① 地域における担い手の育成・確保

◇村民に期待すること

活 動

- 地域活動やボランティア活動の情報を確認するようにしましょう。
- 行政や社会福祉協議会などが実施するボランティアに関する講座を受講してみましょう。
- 地域活動や福祉活動について、できることから始めてみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 自治会や関係団体は、自身の活動について広く広報するようにしましょう。
- 地域などで開催される活動やボランティア講習会などへ参加・協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政の広報誌やホームページなどにおいて、地域福祉に関する活動や団体の情報提供を行います。 ■ ボランティア月間の期間などを活用して地域活動の意義や担い手の必要性について周知します。 ■ 関係機関と連携し、ボランティア講座などを開催し、学ぶ場の提供に取り組みます。 	福祉健康課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉協議会の広報誌やホームページを活用して地域福祉活動、ボランティア活動の情報提供に努めます。 ■ ボランティア月間などを活用して、ボランティア活動や地域活動の意義をはじめ担い手の必要性について周知を行います。 ■ 地域懇談会などを開催し、地域活動やボランティア活動への理解を図ります。 ■ 赤い羽根共同募金の活動など、寄付や物品の提供を通じた参加方法もあることなどを呼びかけます。 ■ 地域や福祉ニーズに即したボランティア講座などを開催します。 ■ 教育委員会などと協力して、児童生徒の世代を対象とした、ボランティア体験学習等の機会を創出します。

<推進事業>

事業名	内容
恩納村ボランティアセンターの機能強化	ボランティア活動の推進を図り、ボランティア活動参加促進、社協だよりを活用し情報や活動状況の広報実施に取り組みます。
ボランティア養成講座の開催	ボランティアニーズの調査を行い、各自治会で地域活動やボランティア活動についての講座を開催し担い手やボランティアの育成に努めます。
子どもボランティア事業	教育委員会や学校と協力し、子どもが参加できるサマーボランティアなどのボランティア学習体験の開催を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
ボランティア養成講座の開催	未実施	2字	2字	4字			全字 (15字)
子どもボランティア事業	未実施	年1回					年1回

② 地域をつなぐ人材の育成・確保

◇村民に期待すること

活 動

- 地域で行っている支え合い活動等に参加するようにしましょう。
- コミュニティソーシャルワーカーの活動に協力するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- コミュニティソーシャルワーカーと連携して、地域福祉活動の充実を図りましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティソーシャルワーカーの配置等に関する支援をはじめ、資質の向上のための支援を行います。 ■自治会や社会福祉協議会、関係団体と連携した支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 	福祉健康課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 小学校区を単位として、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域における支え合いの仕組みづくりに取り組みます。
- コミュニティソーシャルワーカーの資質向上や地域での相談支援機能向上のための学習会の開催や、研修会への積極的な参加に取り組みます。
- 行政や関係機関と連携して、地域の課題解決への取り組みをはじめ、公的サービスでの対応が困難な事例について、必要なサービスにつなげるための取り組みを推進します。

<推進事業>

事業名	内容
コミュニティソーシャルワーカーの配置及び資質向上	<p>支援を必要とする村民に対し、それぞれの状況に応じた包括的な支援が行えるよう、各種調整機能の中心となるCSWの配置を図ります。</p> <p>CSWの資質向上を図るため、各種資格の取得促進を図るとともに、コミュニティソーシャルワークに関する各種研修への参加促進を図ります。</p>

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
コミュニティソーシャルワーカーの配置	未設置	CSWの配置検討会議の実施	CSWの配置			→	配置継続

※配置されるまではコーディネーターや各種相談員と連携して包括的支援に努めます。

基本目標2:みんなで支え合う仕組みをつくる！

1. 地域活動の活性化への支援

【取り組みの方向性】

自治会や各地域活動団体の活動が継続して行われることは、地域において住民同士での見守り・支え合いの仕組みをつくる上で重要となります。

自治会や地域活動団体の活動が継続するだけでなく、活発に行われるよう、住民への情報提供をはじめ、活動に対する支援を行うことで、自治会や地域活動団体の活動の活性化を推進します。

① 自治会活動の活性化支援

◇村民に期待すること

活 動

- 自治会が開催するイベントや地域活動へ参加してみましょう。
-

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 自治会活動の意義や多くの人に参加する必要性について、住民へ広く周知するようにしましょう。
 - 幅広い年代が参加できる取り組みを検討し、実施してみましょう。
 - 多くの人気が気軽に立ち寄れる公民館の雰囲気づくりに取り組みましょう。
-

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none">■自治会が取り組む活動やイベント開催などの支援を行います。■自治会活動に関する先進事例などについて、情報提供を行います。	総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内 容

- 社会福祉協議会の広報誌やホームページ等において、自治会情報の提供を行います。
 - 自治会活動に対して地域住民が参加しやすくなるよう、環境づくりへの支援を行います。
-

<推進事業>

事業名	内容
住民活動のコーディネート	コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーターと連携し地域住民が参加できる場の整備を行います。
生活支援体制整備事業	地域カルテの検討を行い、人口等の情報とニーズ調査により、地域にあった住民活動をコーディネートします。
恩納村ボランティアセンター	地域ボランティアと生活支援コーディネーター等と協同して住民活動の場を支援します。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
地域カルテの作成と更新	未実施	地域カルテシート の検討	全字 (15字) 作成	毎年更新			全字作成 して毎年 更新する

② 地域活動団体への支援

◇村民に期待すること

活動

- 地域活動団体の活動に参加したり、協力するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活動

- 地域の各種団体が、独自の活動を継続的に実施することができるように情報提供や援助を行いましょ。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ■村民へ各地域活動団体の活動内容や取り組みについて情報提供を行います。 ■地域活動団体の活動に対する支援を行います。 	福祉健康課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉協議会の広報誌やホームページ等を活用し、地域活動団体の活動内容などについて情報提供を行います。 ■地域活動団体の活動の活性化に向けて、多くの人の参加につなげるための環境づくりへの支援を行います。 ■総合保健福祉センターの機能を活用した関係団体の活動を支援します。

<推進事業>

事業名	内容
恩納村ボランティアセンター	登録団体が活動しやすいように情報の提供や団体同士が連携を取れる仕組みづくりに取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
ボランティア団体加入の促進	5団体	活動場所等の情報提供	ボランティア団体との交流				ボランティア団体の増加

基本目標2:みんなで支え合う仕組みをつくる！

2. 地域で支え合う仕組みづくり

【取り組みの方向性】

すべての村民が安心して暮らしていくためには、住民同士での見守り、支え合いの仕組みをつくることが大切となります。

そのためには、ちょっとした困りごとや心配ごとを抱えている住民に気づき、声かけを行い、必要な支援につなげるなど地域の中で受け止められるような体制が必要となります。このことから、自治会をはじめ関係機関と連携しながら、地域のつながりの力を活かした支援を行う仕組みづくりを推進します。

また、支援が必要な住民の困りごとに対して、公的な生活支援サービスだけでは対応が難しいケースなどについて、社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と連携し、新たな生活支援サービスの創設に取り組みます。

① 見守り・支え合いの体制づくり

◇村民に期待すること

活 動

- 自治会をはじめ、行政や社会福祉協議会等から提供される情報を確認しましょう。
- 支援が必要な場合は、自治会や行政、社会福祉協議会などに支援を求めようにしましょう。
- 地域で気になる人がいた場合には、行政や社会福祉協議会等へ連絡するようしましょう。
- 地域で取り組む支え合い活動等に参加するようしましょう。
- 自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカーの方を覚えましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 地域福祉懇談会や小地域ネットワークの取り組みに参加・協力しましょう。
- 日常的な見守り・支え合い活動を実践してみましょう。
- 各種団体が協力して福祉活動が行えるよう連携体制づくりに取り組みましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none">■社会福祉協議会と連携して、地域福祉懇談会の開催を支援します。■地域で見守り、支え合いを行う活動への支援をはじめ、関係機関との連携に向けた支援を行います。■地域支え合い推進委員会の取り組みを推進していくにあたって、個人情報等に配慮した情報共有のあり方を検討します。	福祉健康課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容	
■	地域が抱える課題・福祉ニーズを把握するため、住民間の課題に対する認識の共有ができるよう、地域福祉懇談会の開催に取り組みます。
■	地域福祉懇談会の開催にあたっては、地域の様々な集会を活用するなど、地域の状況に柔軟に対応していきます。
■	地域支え合い推進委員会の設置に向けて見守り活動などの支援を行います。
■	社会福祉協議会と民生委員・児童委員協議会などの関係機関と連携を図り、その活動を通して地域課題や支援が必要な世帯の支援につなげていきます。
■	地域の支援が必要な世帯への訪問や声掛けをとおして、地域から孤立することがないように、取り組みを進めていきます。
■	各種関係団体や関係機関と地域活動に対する情報交換を行うなど、連携体制の構築を図ります。

<推進事業>

事業名	内容
コミュニティソーシャルワーカーの設置	地域での福祉的課題について、地域で取り組めるように地域福祉懇談会や、小地域ネットワーク、各自治会での相談機能のコーディネートを図ります。
生活支援体制整備事業	介護予防・日常生活支援総合事業で配置された第2層生活支援コーディネーターが、高齢者活動の支援と地域の見守り・支え合いの促進の活動を支援します。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
コミュニティソーシャルワーカーの設置	未設置	CSWの配置検討会議の実施	CSWの配置				配置継続
地域支え合い推進委員会の設置	未設置	2字設置	2字設置	3字設置	4字設置	4字設置	全字(15字)

※地域支え合い推進委員会は各字(第3層)に設置される、身近な困りごとについて住民が話し合いをして課題解決に向けて取り組む場です。

② 生活支援活動の推進

◇村民に期待すること

活動

- 地域課題の解決に関する話し合いに参加するようにしましょう。
- 支援が必要な方がいる場合には、自治会や民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等に連絡するようにしましょう。
- 地域において行う支援活動へできる範囲で参加するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活動

- 社会福祉協議会など関係機関と連携して、地域の生活課題を話し合う場を持ちましょう。
- また、その話し合いで出たアイデアを実践する取り組みに協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ■地域住民や関係機関がニーズや活動状況の把握に努めるとともに、新たなサービスの内容について、事業化に向けた検討を行います。 ■自治会を主体とした、新しい支え合いのサービスの創設に向けて社会福祉協議会や関係機関と連携した取り組みを推進します。 ■子どもや高齢者、障がい者(児)等の団体との情報共有を図るなど、地域特性に即した連携体制づくりを推進します。 	福祉健康課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 事業を通して把握された福祉ニーズに基づき、地域住民や関係機関と連携した新しい生活支援サービスの創設に向けた検討を行います。
- 地域課題の解決に向け地域のアイデアが福祉サービスに反映される取り組みを進めます。

<推進事業>

事業名	内容
生活支援体制整備事業	地域住民とコミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターが協働し、不足する福祉サービスについて情報を共有し、必要があればサービス創設に向けての検討の場を作ります。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
地域福祉懇談会の開催	4校区開催	2字開催	2字設置	3字設置	4字設置	4字設置	全字(15字)

※地域福祉懇談会は字単位で開催します。字ごとの住民ニーズを調査して住民が取り組むことの整理等の支援をします。

基本目標2:みんなで支え合う仕組みをつくる！

3. サービスの利用支援体制の充実

【取り組みの方向性】

支援を必要としている人の抱える問題が制度の狭間となっていたり、複合的な問題が絡みあっているなど、対応が難しいケースが社会問題となっており、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域住民の困りごとや抱える問題に対して必要な相談支援が受けられる相談支援体制の充実が求められています。

これらのことから、複合的な問題を受け止め、解決に向けた相談支援を一体的に行うことができるよう、相談支援の関係機関が連携した包括的な相談をはじめとする包括的な支援体制の構築(重層的支援体制整備事業を含む)の取り組みを推進するとともに、地域など身近な場所で相談できる体制整備に取り組みます。

また、支援が必要な方が相談をはじめ、必要な支援を受けることができるよう、多様な媒体を活用した情報の提供に努めるとともに、地域福祉活動が活発に行われるよう、地域福祉の拠点となる既存施設の有効活用を推進します。

① 身近な地域における相談支援体制の充実

◇村民に期待すること

活 動

- 相談窓口や福祉の情報について、地域の民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカーの人に確認してみましょう。
- 困ったときは一人で悩まず自治会や民生委員・児童委員などに相談するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 地域課題や住民が抱える問題に関する相談窓口の情報を確認するようにしましょう。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと協力して、地域で相談支援が行える体制づくりに取り組みましょう。
- 身近な相談窓口として、地域で困っている人の相談を受けるとともに、行政や関係機関などの必要な支援につなげるようにしましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none">■地域支え合い推進委員会への支援を行い、地域での顔の見える関係づくりに取り組みます。■社会福祉協議会等と連携し、身近な相談窓口の整備を進めるとともに、相談窓口の情報を提供するなど相談しやすい体制づくりに取り組みます。■地域の身近な相談相手である自治会や民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカーなど人材の確保に努めます。	福祉健康課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容	
■	地域支え合い推進委員会づくりに取り組むなど、身近な地域での相談が受けられる環境づくりに取り組みます。
■	自治会や民生委員・児童委員をはじめ、包括支援センターや相談支援事業所などと協力し、相談支援や横のつながりの強化に努めます。
■	地域と関係機関をつなぐ、コミュニティソーシャルワーカーの確保に努めます。

<推進事業>

事業名	内容
コミュニティソーシャルワークを担う人材育成及び連携の推進	地域資源や要支援者の支援に向けたコーディネートを行う、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。 また、自治会、民生委員、包括支援センター、母子保健や障がい児者相談支援事業所等の相談機関との連携を図ります。
恩納村福祉推進協働実践事業	地域における公益な取り組みの推進として、村と社協、村内各福祉事業所等が合同研修会を開催して、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取り組み、地域の福祉課題の解決を図る取り組みを実施します。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
コミュニティソーシャルワーカーの設置	未設置	CSWの配置検討会議の実施					配置継続
合同研修会の開催	年2回	年2回					年2回を継続
地域支え合い推進委員会の設置	未設置	2字設置	2字設置	3字設置	4字設置	4字設置	全字(15字)

② 包括的な相談支援体制の充実

◇村民に期待すること

活 動

- 困った時には支援を求める声をあげるようにしましょう。
- 困りごとについて、相談できる窓口の情報について調べてみるなど、確認するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 関係機関と連携を図り、相談支援のあり方について検討しましょう。
- 民生委員・児童委員、福祉関係団体と連携し、相談支援につながる活動に協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none">■ 庁内の各課で対応している相談について、情報共有をはじめとする連携強化を図るとともに、関係機関や相談事業所等と連携・協働し、分野を超えたネットワーク型の包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。■ 多様なニーズに応えられるよう、地域住民をはじめ、関係機関や事業所等の多職種多機関と連携協力し、新たな支援サービスの創設を検討します。■ 子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者など、対象に関係なく支援できるよう、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的支援体制の構築に向けて、本村の特性に合わせた体制のあり方の検討を行うとともに、体制構築に取り組みます(重層的支援体制整備事業の実施の検討も含む)。■ 身寄りのない高齢者支援に向けて、日常生活の見守りや相談などの生活支援をはじめ、権利擁護や終活支援について、ニーズを把握するとともに、必要な支援の実施に取り組みます。	福祉健康課 こどもみらい課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者など、対象に関係なく支援を行う、恩納村版の包括的支援体制の整備(重層的支援体制整備事業の実施も含む)に向けて、行政と連携・協働しながら取り組みます。
- 地域では対応しきれない多様な支援ニーズに応えるため、社会福祉協議会をはじめ、関係機関や団体・事業所などと連携協力し、新たな支援サービスの創設を検討します。各関係機関との多職種連携を通し、専門性を補い合いながら切れ目のない支援を行います。
- 身寄りのない高齢者支援について、本村における実態及び支援ニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて既存事業につなげるなどの支援を実施します。

<推進事業>

事業名	内容
相談支援機関ネットワーク	コミュニティソーシャルワーカーと一次相談員(生活困窮者相談支援事業)と委託相談員(相談支援機能強化事業)や関係機関や団体などのネットワーク構築を福祉健康課と協働で行います。
生活困窮者相談支援事業	パーソナルサポートセンターと連携・協働し生活困窮者相談を実施する。 生活困窮者相談事業は、対象者について関係なく相談支援を役場・社協に加え相談者の自宅にアウトリーチを実施していることから、コミュニティソーシャルワーカーと同等の役割・機能が備わっていることから同様の活動をする。
相談支援機能強化事業	障がい児・者の相談に加え、その家族の支援も含め相談ができるように、包括的な支援体制を多機関協働で実施できるようにします。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
相談支援機関ネットワーク機能強化	設置済	関係機関連携強化	連携体制整理	課題共有提案	連携の定着	新たなサービスの提案	新たなサービスの提案
家計・法律相談	未設置	ニーズ把握	導入準備	事業実施	体制定着	家計法律相談実施	家計法律相談実施
基幹型相談支援センターの設置	未設置	人材育成体制整備	センター設置				センター設置

※生活困窮者相談支援事業と相談支援機能強化事業は相談支援機能強化の一環として、位置づけ令和8年度以降は、機能強化の取り組みとして記載する。

③ 情報提供体制の充実

◇村民に期待すること

活 動

- 行政や社会福祉協議会などの広報誌やホームページなどで福祉情報を確認しましょう。
- 隣近所でサービスなどを必要としている住民に情報を教えてあげましょう。
- 自治会や民生委員・児童委員の方から情報を聞いてみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 地域住民からの要望に応えられるよう、行政や社会福祉協議会などの関係機関から福祉に関する情報を収集するようにしましょう。
- 行政等からの福祉に関する情報を確認し、勉強会などの場に参加するようにしましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none">■ 広報誌やホームページを通じて福祉情報などの提供を進めるとともに、提供する情報について、分かりやすい内容に工夫するなど充実を図ります(福祉に関する情報の一元化「恩納村福祉便利帳の作成」を検討)。■ 自治会長、民生委員・児童委員などを通じた情報提供を図るとともに、福祉情報に関する勉強会などの開催を検討します。■ 視覚障がい者や聴覚障がい者、外国人の方などにも配慮した情報提供に取り組めます。	福祉健康課 教育委員会 総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 社会福祉協議会の広報誌やホームページなどを通して提供を行うとともに情報内容の充実を図ります。
- 行政、福祉事業所等と協力し、自治会長、民生委員・児童委員などに、福祉情報に関する勉強会などの開催を検討します。
- 情報のバリアフリー化の視点をもって、福祉に関する情報の提供に努めます。

<推進事業>

事業名	内容
福祉教育推進事業	福祉についての情報発信・啓発や福祉に関する勉強会などを各学校と各字で開催します。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
福祉教育の 実践(学校) (再掲)	小学校 4校 実施 中学校 未実施	小学校 4校継続 中学校プ ログラム 検討会	小学校 4校継続 中学校プ ログラム 試行	小学校 4校継続 中学校 実施			小学校 4校継続 中学校 実施 計5校
出前講座の 実施(地域) (再掲)	12字 実施	4字実施	4字実施	4字実施			毎年4字

④ 福祉活動の拠点の充実

◇村民に期待すること

活 動

- 総合保健福祉センターや既存の施設を仲間づくりや交流拠点として利用するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 公民館を地域活動の拠点として活用するため、必要な設備について整備を検討しましょう(行政などへの相談含む)。
- 既存公共施設などの有効活用について、意見を出してみましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉活動の拠点として、既存の公共施設等の有効活用を検討します。 ■地域の福祉活動の拠点となる施設への支援に取り組みます。 ■総合保健福祉センターをはじめ、既存公共施設の福祉活動などへの活用について情報提供を行います。 	福祉健康課 企画課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 地域や関係団体等の活動の活性化につながる拠点の充実に向けた取り組みに協力します。
- 総合保健福祉センターの充実を図り、利用しやすい施設となるよう努めるとともに、活用について情報提供を行います。

<推進事業>

事業名	内容
恩納村ボランティアセンター	NPO法人や社会福祉法人、ボランティア団体等が総合福祉センターなどを活用できるようにセンター借用に関する情報を行政と協力し情報提供を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
ボランティア団体加入の促進(再掲)	5団体	活動場所等の情報提供	ボランティア団体との交流				ボランティア団体の増加

基本目標3:安心、安全をつくる!

1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みの充実

【取り組みの方向性】

村民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、子どもや障がい者、判断能力が十分でない状態の高齢者の権利などが侵害されない仕組みを整える必要があります。

権利擁護について、各種制度や事業に関する周知をはじめ、円滑に利用できるような体制の充実を図るとともに、子育てや介護における虐待等の権利侵害の事例への相談対応や、早期発見・早期対応が行えるよう、相談支援体制の充実などの虐待の未然防止に向けた取り組みを推進します。

① 権利擁護の取り組みの推進

◇村民に期待すること

活 動

- 行政や社会福祉協議会などの広報誌やホームページを確認し、権利擁護の内容や各種制度について理解しましょう。
- 地域において、制度利用が必要と思われる方がいる場合には、制度利用につなげるために自治会や民生委員・児童委員などを紹介するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 地域において、権利擁護の勉強会などを実施し、各種制度を理解するようにしましょう。
- 地域において、制度利用が必要と思われる方がいる場合には、制度利用につなげるために行政や社会福祉協議会などの関係機関に連絡するようにしましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none">■広報誌やホームページなどを活用し、権利擁護の必要性について周知に努めます。■学校教育などを通して、人権教育や権利擁護の制度等に関する普及啓発活動を推進します。■成年後見制度や日常生活自立支援事業の権利擁護事業がより円滑に行われるよう、中核機関の設置に向けて関係者、関係機関などと連携した取り組みを行います。	福祉健康課 教育委員会 総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
<p>■高齢者や障がい者の権利を擁護する日常生活自立支援事業などを通じて、高齢者などの権利擁護の啓発活動を推進します。</p> <p>■日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用に対する支援を推進するとともに、支援員の確保に努めます。</p>

<推進事業>

事業名	内容
成年後見制度の周知・利用促進	<p>知的及び精神障がいや認知症により判断能力が十分でない人が公平にサービスを利用でき、権利を擁護するために、成年後見制度の周知を図ります。</p> <p>後見人の受け皿不足を解消するために法人後見センター設置に向けて取り組みます。</p>
日常生活自立支援事業	<p>金銭管理や書類預かり、福祉サービスの利用援助等の援助を行う日常生活自立支援事業を実施いたします。また、要支援者の把握と、村民への普及を図ります。</p>
日常的な金銭管理事業	<p>日常生活自立支援事業は申請から受理まで時間がかかり、契約に至るその間の金銭搾取などの虐待が悪化することがあることから、その人らしきの生活を守るために金銭管理支援等をできるように取り組みます。</p> <p>生活費の使い方などを指導し日常生活自立支援事業が利用できるまで、又は、利用できなかったが生活の支援の必要がある方に対して利用できるようにします。</p>

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
法人後見センターの設置	未設置	設置	実務整理 相談支援 体制の 確立	相談支 援・機能 強化	関係機関 と連携・ 人材育成	中核機関 の検討	中核機関 の設置
権利擁護支援の強化	未整備	課題整理	人材育成	機能強化	体制整備	支援体制 の確立	相談体制 の確立

② 虐待の未然防止対策の推進

◇村民に期待すること

活動

- 行政や関係機関が実施する虐待防止の取り組みなどを通して、虐待の早期発見・早期対応について理解を深めましょう。
- 地域において、虐待などが疑われる事例を発見した場合は、関係機関にただちに通報しましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活動

- 虐待事例などを発見した場合には、ただちに関係機関へ通報するようにしましょう。
- 地域における見守り体制の構築に取り組みましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ■行政の広報誌やホームページなどを活用し、虐待などに関する相談窓口の周知を図ります。 ■DV や虐待事例の早期発見、早期対応を図るため、関係機関の連携を強化するとともに、相談対応の充実に努めます。 	福祉健康課 こどもみらい課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 社会福祉協議会のホームページ等や広報誌で虐待防止に関する啓発を行います。
- 自治会や民生委員・児童委員などと連携して虐待などが疑われる事例の早期発見・早期対応に努めます。

<推進事業>

事業名	内容
虐待防止に向けた取り組み	自治会や民生委員・児童委員に児童や高齢者、障がい者に対する虐待、配偶者による DV の防止活動を促すとともに、虐待の恐れがある事例があった場合は、速やかに相談・通報ができるように研修・啓発を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
虐待防止に向けた取り組み	研修会等 実施	虐待に関する合同研修や広報活動					年1回以上の虐待に関する研修実施

基本目標3:安心、安全をつくる！

2. 困難を抱えた村民への支援

【取り組みの方向性】

近年、経済的な要因で生活に困窮している世帯や、子どもの貧困問題、8050 問題、育児と介護のダブルケアなど、住民の抱える課題は多様化・複雑化してきており、それらへの包括的な支援体制の整備が求められています。また、問題を抱えた方は、地域において孤立してしまい、自身で支援の声を上げられない場合も多いことから、地域の見守り・支え合い活動などの地域のつながりを活かした支援体制の構築が必要となっています。

地域住民が抱える問題に対応していくことができるよう、住宅をはじめとする日常生活や就労などの生活困窮者等への支援、子どもへの支援、心身の健康づくり、罪を犯した人の社会復帰などへの相談対応をはじめ包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを推進します。

① つながりのある地域づくり

◇村民に期待すること

活 動

- 様々な生活課題を抱えた方がいることを理解しましょう。
- 問題や課題を抱えた場合には、一人で悩まず行政や社会福祉協議会などに相談するようにしましょう。
- 地域において、孤立している人や困難な課題を抱えている方を発見した場合は、行政や社会福祉協議会などの関係機関に連絡するようにしましょう。
- 地域において実施される、見守り・支え合い活動に参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 関係機関と連携し、見守りや声かけなどの活動に取り組み、気になる方などを把握するようにしましょう。
- 気になる方などを発見した場合は、ただちに関係機関へ情報提供しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
■各種制度をはじめ、相談機関や窓口の周知を図ります。	福祉健康課
■コミュニティソーシャルワーカーをはじめ、多様な機関と連携し、自立相談体制及び支援施策の充実に努めます。	こどもみらい課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉協議会の広報誌やホームページ等を活用し、生活困窮者自立支援制度やその利用などについて周知します。 ■自治会をはじめ、民生委員・児童委員と連携し、生活困窮者など支援が必要な方々の早期発見に努めます。 ■コミュニティソーシャルワーカー、地域関係機関などが連携し、生活困窮者の方が地域において自立生活ができるよう支援します。 ■生活困窮者に対し、必要に応じて生活福祉資金の貸付、法外援護費やフードドライブなどの支援を行います。 ■行政や関係機関と連携し、生活困窮者等のニーズに対応できる新しいサービスの創出に向けた取り組みを検討します。

<推進事業>

事業名	内容
生活困窮者相談支援事業	<p>複雑化する福祉ニーズへの対応や新しくなる法制度や事業関係に対応できるように、一次相談員(コミュニティソーシャルワーカー)を配置します。</p> <p>身近な自治会を福祉公民館と位置づけ、コミュニティソーシャルワーカーや多機関協働により出前相談(なんでも相談会)の実施を図ります。</p>

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
家計・法律相談(再掲)	未設置	ニーズ把握	導入準備	事業実施	体制定着	家計法律相談実施	家計法律相談実施

② 子ども支援対策の推進

◇村民に期待すること

活 動

- 隣近所の子どもたちを気にかけて、見守ります。
- 民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、学校などを通じて支援につなげます。
- ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会などの窓口にご相談します。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 地域の子育てや支援を必要とする子どもを把握し支援します。
- 公民館などを居場所として利用していきます。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none">■子どもの貧困などに関する現状の把握に努め、必要な支援につなげていくため、子供の貧困対策支援員を配置するとともに、支援員のスキルアップを図ります。<ul style="list-style-type: none">・スクールソーシャルワーカーなど関係者との情報共有・意見交換■子どもの居場所について検討をすすめ、地域において、子どもの居場所が確保できるよう、その設置及び運営の支援を行います。■子育て世帯の教育・保育に係る経済的な負担の軽減を図るため、地域子ども子育て支援事業の充実に取り組みます。<ul style="list-style-type: none">・放課後子ども教室の実施検討	こどもみらい課 福祉健康課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 社会福祉協議会の広報誌やホームページなどで子どもへの支援について周知します。
- 行政と連携し、子どもの居場所づくりに向けた支援を行います。
- フードバンクからの食品支援をはじめ、関係機関・団体との連携により適切な支援につなげます。

<推進事業>

事業名	内容
フードバンク事業	フードドライブを実施し、生活困窮世帯又は母子家庭、子どもの居場所などに必要な食料が配布することができるように収集活動を行います。
恩納村ボランティアセンター	子どもの居場所について、行政(教育委員会・こどもみらい課・福祉健康課)や地域住民、ボランティア団体などと協同し居場所づくりに向けた支援を行います。
地域活動支援センターかがやき	発達・知的・身体障がいを抱え特別支援学校の寮に入っている子供たちの長期休みの居場所問題や、何らかの課題を抱えており学校に登校できておらず、児童デイサービスも利用できていない子供たちの居場所づくりについて、必要性の調査と居場所づくりに向けた支援を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
子どもの居場所づくりに向けた支援	実施	居場所の検討・研修会	場所の選定、モデル実施	新規1か所実施	継続実施	新規実施1か所	2か所

③ 心身の健康づくりの推進

◇村民に期待すること

活動

- 生活習慣病の予防や心の健康づくりなどに関する講演会などに参加し、自分自身の健康管理に努めましょう。
- 地域で実施されている、健康づくりの取り組みなどへ参加してみましょう。
- ゲートキーパー養成講座に参加し、支援者として地域活動などに取り組みます。
- ひとりで悩まず、行政や会福祉協議会の窓口に相談しましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活動

- 健康づくりや介護予防などの取り組みに協力するとともに、住民に広く参加を促しましょう。
- 心の健康づくりへの理解とそれぞれの立場で支援が行えるよう、講演会やゲートキーパー養成講座などに参加します。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ■健康増進計画の日々の健康づくりへの取り組みや、住民等の心の健康づくりに関する理解を深めるため、広報誌やホームページを活用した情報発信を行うとともに、講演会の開催などに取り組みます。 ■保健、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携を図り、全庁的に自殺対策に取り組みます。 ■ゲートキーパー養成講座を開催し、身近な地域の支え手となる住民の育成・確保を図ります。 	福祉健康課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
<ul style="list-style-type: none"> ■日々の健康づくりや介護予防につながる取り組みを推進します。 ■民生委員・児童委員や地域福祉協力員などの地域支援者と連携し、心の不調を抱える住民の早期発見・早期対応に向け関係機関と連携を進めます。 ■関係機関などと連携し、ゲートキーパー養成講座への参加を促します。 ■社会福祉協議会のホームページ等や広報誌で、心の健康やメンタルヘルス、ゲートキーパーなどについて周知します。

<推進事業>

事業名	内容
恩納村介護予防教室 がんじゅう大学	住民が身近な地域で介護予防教室が受けられるよう15区+自主自治会で介護予防教室を開催し、住民の介護予防への知識の普及と意識向上を図ります。また、がんじゅう大学のみならず自主的な活動の支援に努めます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
自主サークル 立ち上げ応援 事業の展開 (再掲)	3団体	2団体 実施	2団体 実施	3団体 実施	3団体 実施	5団体 実施	全庁で 実施団体 広げる

※がんじゅう大学以外の地域できる自主サークル等の支援を行います。

④ 安心して暮らせる支援の充実

◇村民に期待すること

活 動

- 住まいや就労について支援が必要な場合は、行政や社会福祉協議会などへ相談するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 個々の状況や適性に応じた就労の場を提供していきましょう。
- 社会福祉協議会や企業、関係機関と連携し、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方等の住宅環境の改善に向けた活動を推進しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ■関係機関と連携した就労相談を実施します。 ・商工会の「恩納ナビワーク」の情報提供をはじめ、他市町村の事例を参考にした取り組みの検討 ■高齢者、障がい者、低額所得者などに対し、村営住宅への入居機会の確保に努めます。 ■関係機関や不動産事業者等と連携し、住まいの確保に向けた取り組みを進めます。 ■移動が困難な方がいきいきと生活が送れるよう、移動に関する支援(買い物や通院)について検討を進めます。 	福祉健康課 建設課 企画課 商工観光課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 自立生活が困難な低所得者及び障がい者、高齢者世帯などに対して、相談支援をはじめ、必要な資金の貸付などの支援を行います。

<推進事業>

事業名	内容
生活困窮者相談事業	一次相談員(コミュニティソーシャルワーカー)によるインタビュー(面談)を実施し、パーソナルサポートセンターへつなぎ支援を行います。相談者が、地域での対応が中心となる場合は、生活福祉資金事業の貸付などで支援を行い、コミュニティソーシャルワーカーと連携し生活環境が改善するように支援を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
家計・法律相談(再掲)	未設置	ニーズ把握	導入準備	事業実施	体制定着	家計法律相談実施	家計法律相談実施

⑤ 罪を犯した人が立ち直れる環境づくり(恩納村再犯防止推進計画) 新

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく、市町村における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画として本項を位置付けます。

国の再犯防止推進計画では、誰一人取り残さない社会の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点分野を示しており、沖縄県再犯防止推進計画においても、本県の実情に応じた施策が示されています。本村においても、国や県の方向性と整合を図りつつ再犯防止に関する取り組みを推進し「誰一人取り残さない社会の実現」を目指し、安全で安心して暮らせる地域社会づくりに取り組みます。

◇村民に期待すること

活 動

- 行政や社会福祉協議会の広報紙やホームページで提供される「再犯防止・更生保護」に関する情報を確認し、その内容を理解するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 行政や社会福祉協議会の広報紙やホームページで提供される「再犯防止・更生保護」に関する情報を確認し、その内容を理解しましょう。
- 地域住民から相談を受けた際には、行政や社会福祉協議会へつなげるようにしましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ■再犯防止に関する周知啓発 本村のホームページや広報紙を活用し、再犯防止に関する啓発を行うとともに、「中部北保護区保護司会」などの関係機関と連携し、7月の再犯防止啓発月間の推進や「社会を明るくする運動」に取り組み、再犯防止や更生保護に関する理解を促進します。 ■更生保護活動への支援 保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営等を支援します。 	福祉健康課 総務課

<p>■民間協力者や関係団体等と連携した各種相談への支援</p> <p>福祉関係の相談窓口に、関係機関と連携して、各種相談(就労、住居等の確保、生活困窮、高齢又は障害のある人等)に対して必要な支援へつなげます。また、保護司による面談場所の提供を検討するなど、保護司の安全対策にも配慮するものとします。</p> <p>■保護司との連携推進</p> <p>犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。</p> <p>■国や沖縄県が推進する施策の推進</p> <p>総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国や沖縄県が実施する施策への協力に努めます。</p>	
--	--

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
<p>■恩納村再犯防止推進計画の取り組み支援</p> <p>社会福祉協議会の広報紙やホームページを活用し、再犯防止や更生保護に関する理解を深めるための取り組みを推進します。各種相談支援など、その他の再犯防止対策についても行政等と協力して取り組みます。</p>

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
再犯防止月間における啓発活動の実施	実施			継続			継続実施

基本目標3:安心、安全をつくる!

3. 安全・安心な地域の環境づくり

【取り組みの方向性】

子どもや高齢者などが犯罪に巻き込まれるケースや、台風や地震などの災害が大型化しており、被害の大きい事例が増えていることから、地域住民が、犯罪に巻き込まれることなく、万が一災害が発生した場合においても被害が最小限となるよう、事前の準備・対策が重要となります。

このことから、防犯活動や犯罪の手口に関する情報提供など地域住民の防犯意識を高める取り組みを推進するとともに、災害発生時において住民同士の助け合いの中で自身で避難が困難な方への避難支援が行える体制づくりの充実を図るなど、安全・安心な地域の環境づくりに取り組みます。

① 防犯対策の充実

◇村民に期待すること

活 動

- 犯罪に巻き込まれないための知識や意識を高めるようにしましょう。
- 犯罪を目撃したり、怪しいと感じた場合には、警察など関係機関に連絡・相談するようにしましょう。
- 地域の防犯活動に参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- 関係機関や団体と連携し、防犯パトロールなどの活動に取り組みましょう。
- 地域住民が詐欺などの被害に合わないよう、犯罪手口の情報提供や犯罪意識を高めるための啓発活動に協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none">■警察や関係機関と連携し、地域住民の防犯意識を高める啓発活動を推進します。■地域住民が実施する防犯活動への支援を行います。■詐欺被害をはじめとする消費者トラブルに巻き込まれないように、犯罪事例の紹介や対処方法についての情報提供や研修会を開催します。	福祉健康課 総務課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
<p>■犯罪の手口などについて、広報誌やホームページ等で周知を行うとともに、高齢者等が犯罪に巻き込まれることがないように、地域で開催している健康づくりなどの多様な機会を活用した情報提供に努めます。</p> <p>■自治会や民生委員・児童委員と連携し、地域の防犯活動に協力します。</p>

<推進事業>

事業名	内容
民生委員・児童委員協議会との連携	<p>社協で実施している事業などの情報提供を民生委員定例会で実施し共有できるように努める。</p> <p>共有した情報を、各自治会に持ち帰り地域活動に活用する。</p>

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
地域支え合い推進委員会の設置(再掲)	未設置	2字設置	2字設置	3字設置	4字設置	4字設置	全字(15字)

② 災害に強い地域づくり

◇村民に期待すること

活動

- 行政から配布された防災に関する冊子やホームページに掲載されている防災情報を確認するようにしましょう。
- 定期的実施される避難訓練等に積極的に参加し、地域の避難場所や避難経路等を確認しておきましょう。
- 隣近所等との交流を深め、災害時の安否確認や協力体制について話し合っておくようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活動

- 自主防災組織をはじめ、関係機関と連携して防災訓練に参加するなど、地域の防災意識を高める取り組みを進めましょう。
- 災害発生時において、円滑な援助活動に協力できるように日頃から準備を進めましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ■地域住民等に対し、村内の災害時の危険個所をはじめ、避難場所などの情報の周知(ハザードマップ等の配布) ■地域防災計画や備蓄計画に基づいて、必要物資の備蓄や情報伝達の整備・強化を図ります。 ■地域の自主防災組織等と連携した防災訓練を行うなど、災害発生時においても落ち着いて避難支援や援助活動が行えるよう、地域住民の防災意識を高める取り組みの充実を図ります。 	福祉健康課 総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- 防災活動に関する情報をホームページ等で周知します。
- 地域と連携した防災意識を高めるための啓発活動を推進します。
- 自主防災組織の支援や防災訓練の実施に向けた支援を行います。
- 災害発生時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する事前準備の徹底を図ります。

<推進事業>

事業名	内容
災害ボランティアセンター機能の充実	恩納村ボランティアセンターでは災害ボランティアセンターの設置・運営訓練について、地域、行政(総務課、福祉健康課)、地域の事業所と連携し実施できるよう取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
災害ボランティアセンターの整備	未設置	体制整備	災害ボランティア設置マニュアル整備	周知・啓発・設置訓練			年1回設置訓練実施

③ 災害時の避難支援体制の充実

◇村民に期待すること

活動

- 隣近所で、一人で避難が困難な方がいる場合には、自治会や行政に情報提供しましょう。
- 災害発生時において、隣近所の方への声かけや安否確認など、できる範囲での避難支援に取り組めるよう、心がけましょう。
- 自身が災害時にひとりで避難することが困難な場合には、自治会や行政に相談し、個別の避難支援計画の作成(支援者とのマッチングなど)を行うようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活動

- 避難行動要支援者について、関係者と情報共有を進めるとともに、日ごろの見守り体制の検討を進めましょう。
- 地域における災害時の対応力の向上を図るため、自主防災組織を中心とした避難訓練などを実施しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ■災害時に自身で避難することが困難な方に対して、個別の避難支援計画の必要性について、各種媒体や機会を活用して周知を図るとともに、計画の作成に向けた支援を行います。 ■地域における避難訓練の実施など避難支援体制の充実を図るための取り組みを支援します。 ■福祉施設や事業所において、避難訓練への積極的な参加を促すとともに、講演会を実施するなど、防災意識の高揚を図ります。 ■地域住民の防災意識を高めるための、講座等の開催に取り組みます。 ■福祉避難所の指定や運営方法について検討を行います。 	福祉健康課 総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容	
■	社会福祉協議会の広報誌やホームページなどで、自身で避難が困難な方の個別の支援計画の必要性や日ごろからの見守り活動について周知を図ります。
■	災害時に避難支援を必要とする方の情報提供や日ごろの見守り体制を検討するなど、情報共有に向けた取り組みを行います。
■	日ごろからの見守り活動を行うボランティアの育成に努めます。
■	災害時における要支援者の安否確認や避難情報の整理等に関係機関と連携して協力します。
■	行政や関係機関と協力して防災意識を高めるための、講座等の開催に協力します。

<推進事業>

事業名	内容
見守りネットワークの推進	災害時に配慮が必要となる方(障がい児者、乳幼児、妊婦、高齢者)について行政、自治会、福祉事業所、民間企業、その他関係機関と連携を図り、見守り支援ネットワークを構築します。
災害ボランティアセンター設置マニュアルの作成	災害が起きた際に各地域のニーズに対応できるように、「恩納村社会福祉協議会 災害ボランティア設置マニュアル」作成に取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
福祉避難所の運営	設置	研修・訓練による人材育成	実務等見直しによる体制強化	事業間連携による運営体制強化			福祉避難所の運営強化
見守りネットワーク(平時)	設置	定期的な検討・周知					見守り体制を構築する

【小学校区別の取り組み】 作業中

小学校区ごとの現状や課題を踏まえ、令和8年度から5年間で重点的に取り組む施策は以下のとおりです。

安富祖小学校区

地域図

現状・課題

- 人口などの基礎データ
- 地域の地理的な特徴など

現状・課題をふまえた重点的な取り組み

- アンケートやワークショップなどから、この5年間で重点的に実施する取り組みを整理

恩納小学校区

地域図

現状・課題

- 人口などの基礎データ
- 地域の地理的な特徴など

現状・課題をふまえた重点的な取り組み

- アンケートやワークショップなどから、この5年間で重点的に実施する取り組みを整理

仲泊小学校区

地域図

現状・課題

- 人口などの基礎データ
- 地域の地理的な特徴など

現状・課題をふまえた重点的な取り組み

- アンケートやワークショップなどから、この5年間で重点的に実施する取り組みを整理

山田小学校区

地域図

現状・課題

- 人口などの基礎データ
- 地域の地理的な特徴など

現状・課題をふまえた重点的な取り組み

- アンケートやワークショップなどから、この5年間で重点的に実施する取り組みを整理

第5章 恩納村版包括的支援体制の整備に向けて (重層的支援体制整備事業の検討項目の整理)

第5章 恩納村版包括的支援体制整備に向けて

1. 包括的支援体制の整備が必要な背景と本章の目的

少子・高齢化が進み、高齢者のみの世帯や独居世帯の増加が進展する中、1つの世帯に複数の課題が存在している状態(80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題や、介護と育児のダブルケアなど)や、世帯全体が孤立している状態など、住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生してきました。そのような中生まれた地域共生社会という概念に基づいて、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みとして「重層的支援体制整備事業」の推進が求められています。

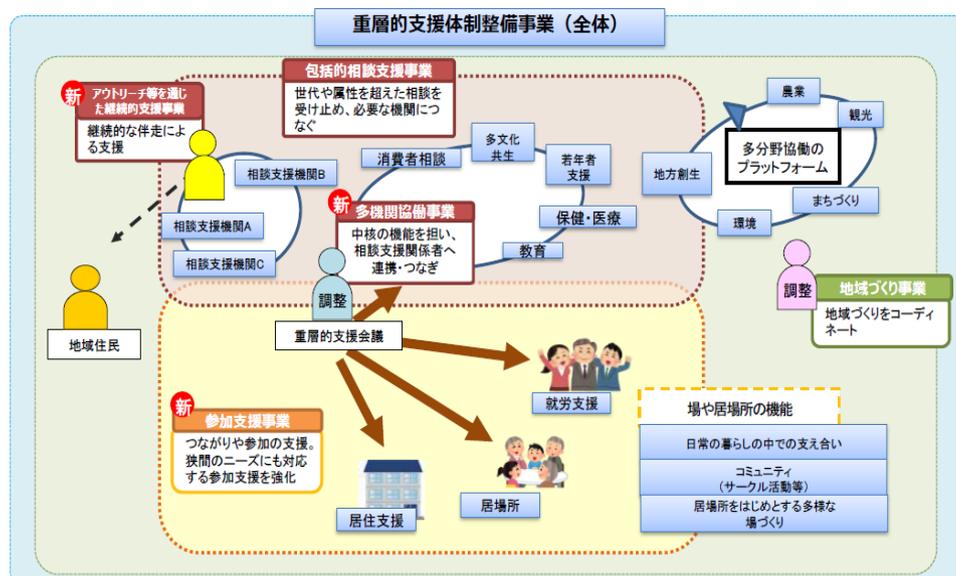
そこで、本村で実施している既存事業などを活かしつつ「恩納村版の包括的支援体制」の構築に向けた検討を行うにあたって、「重層的支援体制整備事業」の実施も選択肢の1つとして検討項目を整理するものです。

2. 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することを目的とした事業であり、社会福祉法(第106条の4第2項)に規定される第1号事業から第6号事業までのすべてを実施することとされています。

既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、一体的に行う3つの支援となる「①対象者の属性を問わない相談支援」「②多様な参加支援」「③地域づくりに向けた支援」及びこれらの支援を効果的に実施するために「④アウトリーチ等を通じた継続支援」「⑤多機関協働による支援」を実施し機能強化することとなっています。

【重層的支援体制整備事業のイメージ(厚生労働省資料より)】



3. 重層的支援体制整備事業の各事業の取り組み内容の整理

(1) 包括的相談支援事業(第1号) ⇒ 既存事業の充実化で対応可

【事業の方向性】

● 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。

● 支援機関のネットワークで対応する

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

● 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

【既存事業の実施体制と取り組み】

各分野で実施している相談体制を活かしつつ、連携を強化し「断らない」相談体制の構築をしていくことを想定。

	高齢者	障がい者(児)
事業名	地域包括支援センター	恩納村相談支援機能強化事業
事業内容	高齢者に関する介護・健康・福祉・医療・生活に関する様々な相談をなんでもお受けします。家族・近隣に暮らす方の相談でも構いません。相談を受けた地域包括支援センターが適切な機関などに繋ぎ・連携して支援していきます。	①障害児・者等相談支援事業 ②特別相談支援事業 ③住宅入居等支援事業 ④成年後見人制度支援事業の委託業務
設置形態	村直営	恩納村社会福祉協議会へ委託
実施方法	窓口・電話をはじめ、お気軽にご相談いただけます。	9時～17時(昼食時間除く)対応。 月12回以上恩納村役場への出勤。
箇所数	1か所	1か所
担当課	福祉健康課(令和8年度より)	福祉健康課(令和8年度より) ※令和8年度まで事業継続 令和9年度からは基幹相談支援センター設置予定(社協委託予定)

(前ページ 包括的相談支援事業のつづき)

	児童	生活困窮
事業名	利用者支援事業	恩納村生活困窮者相談支援事業 (福祉事務所未設置町村による相談事業)
事業内容	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 令和8年度からは「こども家庭センター」の設置予定(利用者支援事業1類型)	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他関係者からの相談に応じ、①必要な情報の提供及び助言②沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター(中部)へつなぐ③その他必要な助言等を行う
設置形態	直営	恩納村社会福祉協議会へ委託
実施方法	保健師を配置し、各種子育ての相談に対応している。	専用の相談員が、恩納村役場にて平日10時～15時(昼食時間除く)対応。 ※年1回各公民館へ出張相談実施あり
箇所数	1 箇所	1 箇所
担当課	こどもみらい課(令和8年度より)	福祉健康課(令和8年度より)

(2)参加支援事業(第2号) ⇒既存事業なし(検討が必要な事業)

【事業の方向性】

●社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

【検討が必要な取り組み】

	参加支援事業
対象者	既存の制度や支援では対応が難しい本人や世帯
実施内容	○潜在的な課題を抱えている住民のニーズや各分野を超えたひきこもり等の件数を明らかにするため、アウトリーチでの実態把握や支援メニューのコーディネートやマッチング ○事業所や関係機関に対して他者との交流機会や就労準備を行う機会となる受け入れ先を開拓するなど、属性にとらわれず新たな通いや集いとなるプログラムの検討など
担当課	福祉健康課(令和8年度より)

(3)地域づくり事業⇒既存事業の充実化で対応可

【事業の方向性】

- 地域づくりをコーディネートし、本事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。

【既存事業の実施体制及び取り組み】

<高齢者>

高齢者①	
事業名	生活支援体制整備事業
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくために、生活支援サービスを担う多様な主体が連携しながら、日常生活上の支援体制の充実および、高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者を支える地域の支えあいの体制づくり(地域づくり)を推進していく。
設置形態	第1層-村直営(村全域、コーディネーター1名配置) 第2層-社会福祉協議会へ委託(コーディネーター2名配置)
実施方法	コーディネーターが各字をくまなく訪問し、地域のニーズを吸い上げ、各団体のサービスへのマッチングまたは事業の創出を行っている。
箇所数	第1層-1か所、第2層-小学校区を2名で分け配置。
担当課	福祉健康課(令和8年度より)

高齢者②	
事業名	地域介護予防活動支援事業
事業内容	「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」の1つで、高齢者が要介護状態になるのを防ぎ、健康で自立した生活を地域で続けられるようにすることを目的とした事業です。身近な場所で気軽に集える居場所づくりの推進や、ボランティアや住民が自主的に実施する活動等の支援を行っている。
設置形態	委託事業として実施
実施方法	がんじゅう大学－委託。全字公民館で実施。 アクティブシニア教室－委託。1か所。 脳リズ教室－委託。1か所。 いきいき筋力アップ教室－委託。1か所。 自主体操サークル立ち上げ支援－委託。立ち上げ2か所＋フォローアップ5か所。
箇所数	上記のとおり
担当課	福祉健康課(令和8年度より)

<障がい者(児)>

	障がい者(児)
事業名	恩納村社会福祉協議会 地域活動支援センターかがやき
事業内容	対象者:身体・知的・精神の障害をお持ちの方、難病患者・その他の障害者(児) ①日常生活の支援 ②創作的活動及び生産活動 ③地域社会との交流促進 ④生活相談及び援助、支援センター利用時に必要な介助 ⑤希望する利用者に対する送迎サービスの提供 ⑥その他支援センターの設置目的を達成するために必要な事業
設置形態	恩納村社会福祉協議会へ委託 職員態勢:管理者1名、主任指導員1名、指導員2名
実施方法	営業日:月曜日から金曜日まで ※ただし12月29日から翌年1月3日まで及び国民の祝日、慰霊の日を除く 営業時間:8時30分～17時まで サービス提供時間:9時30分～15時30分まで
箇所数	1か所(恩納村社会福祉協議会施設内)
担当課	福祉健康課(令和8年度より)

<児童>

	児童
事業名	地域子育て支援拠点事業
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。
設置形態	直営
実施方法	村内1か所で設置「恩納村地域子育て支援センター」(村立山田保育所2階) 本村は地理的にも、南北に細長く、支援センターは南地区にあたるために、年間で「出前保育」と称して中央地区(総合保健福祉センター)に出向いています。
箇所数	1か所
担当課	こどもみらい課(令和8年度より)

<生活困窮> 既存事業なし

課題を抱えている方の早期発見、安心して通える居場所の確保などの取り組み
(担当:福祉健康課)。

(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(第4号) ⇒既存事業なし(検討が必要な事業)

【事業の方向性】

●支援が届いていない人に支援を届ける

複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。

●会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける

各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見付ける。

●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

【検討が必要な取り組み】

	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
対象者	○複合的な課題を抱えている方 ○自ら支援を求めることが難しい方 ○その他上記に関連する方
実施内容	○地域住民のつながりや、様々な関係支援機関のネットワーク等を活用して、潜在的な相談者を発見する入口を多様にし、支援を必要とする人の早期把握 ○支援に際しては、関係性を構築するための方策を検討するための「事前調整」、本人や世帯との「関係性構築に向けた支援」、「家庭訪問」、「同行支援」など
担当課	福祉健康課(令和8年度より)

(5)多機関協働事業(第5号) ⇒既存事業なし(検討が必要な事業)

【事業の方向性】

●村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に 関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、本村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

●支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成(社会福祉法第106条の4第2項 第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

【検討が必要な取り組み】

	高齢者
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑化・複合化した課題を抱えている方 ○1つの支援機関では対応が難しく、複数の支援機関が関わっている方 ○各支援機関の役割分担、支援の方向性などの整理が必要な課題を有する方
実施内容	<p>○困難な事案が生じた場合、速やかに関係機関と連携を図り各福祉分野の相談支援機関が抱える課題を整理し、複合的・複雑化した課題に対する解決に向けた支援会議・重層的支援会議を開催し、支援プランを作成</p> <p><支援会議(本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討が可能)> 社会福祉法第106条の6に規定される、参加者に守秘義務が課される会議体です。本人からの相談がないものの地域での見守りが必要なケースや、緊急の支援が必要なケースなどについて、関係機関同士で情報共有や支援方針の検討を行う場として開催。</p> <p><重層的支援会議(本人の同意を得たケースのみ)> 複雑化・複合化した課題を抱える人・世帯について、支援機関間の役割分担が望ましい場合に開催し、支援プランの議論、決定。</p>
構成員	<p><支援会議> 高齢、障がい、こども、生活困窮の各担当課(係)および関係機関など</p> <p><重層的支援会議> 支援会議と同様</p>
担当課	福祉健康課(令和8年度より)

第6章 計画の推進のために

第6章 計画の推進のために

1. 計画の周知・啓発

本計画は、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域住民や自治会、各種団体、関係機関の多様な主体との連携・協働による取り組みが必要となります。

このため、本計画で示した基本理念や考え方、取り組み内容については、広報誌、ホームページをはじめ、地域の集まりなどで住民等への周知を図ります。

2. 計画の評価と進行管理の徹底

① 庁内における進行管理・評価体制の構築

本計画を着実に推進していくために、適切な進行管理・評価を行うことが重要となります。

本計画について、庁内への周知を行うとともに、個別施策の取り組み状況について、進行状況及び課題を把握し、さらなる改善へとつなげる PDCA サイクルの仕組みを構築し、確実な計画実施に努めます。

また、計画最終年度には、目標指標に設定している「成果指標」について、村民意識調査を実施し、達成状況の評価を行います。

② 村民参画を前提とした評価体制の構築

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、村民、社会福祉協議会並びに地域の関係機関や団体等が相互に連携・協働して地域の福祉を推進していくものです。

また、計画の策定は村民の参画を得て、村民の意見を計画に反映させていくことを基本としていることから、進行・評価においても村民参画を得た管理評価体制を構築します。

なお、計画の進行管理及び評価体制の構築にあたっては、役場及び社会福祉協議会における個別の進捗状況について、計画策定に携わった「恩納村地域福祉推進計画策定委員会」へ定期的(年1回など)に報告を行い、施策の進行管理を実施します。

